

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第60号
2014.9

目次

巻頭言

法整備支援の現場から見た東アジアの国々の断章的印象とインドネシア
法務省法務総合研究所長（現高松高等検察庁検事長） 酒井 邦彦 …… 1

特集

ミャンマー法整備支援プロジェクトが開始されて 国際協力部教官 横幕 孝介 …… 7

出張報告

ベトナム刑法改正支援現地調査 国際協力部教官 川西 一 …… 25

外国法令紹介

カンボジアの不動産登記について JICA国際協力専門員・弁護士 磯井 美葉 …… 33

国際研修

第46回ベトナム法整備支援研修 国際協力部教官 須田 大 …… 44

第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修 国際協力部教官 辻 保彦 …… 63

第15回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）
国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 70

活動報告

カンボジア民法普及プロジェクトにおける人材育成支援の経過報告
大阪地方裁判所判事補（元JICA長期専門家） 高木 博巳 …… 75

～国際協力の現場から～ 主任国際協力専門官 富田 一之 …… 82

～ 巻頭言 ～



法整備支援の現場から見た 東アジアの国々の断章的印象とインドネシア

法務省法務総合研究所長
(現高松高等検察庁検事長)

酒井 邦彦

1 はじめに

法整備支援というのは、例えばカンボジアが民法と民事訴訟法を作るときに、日本の専門家がカンボジアの担当者と一緒にあって、カンボジアにふさわしい法律のあり方について議論を重ねながら、その起草を支援するというもので、ODAの一環として行われています。開発途上国が持続的成長を実現するための基盤である「法の支配」を進めることを目的としており、わが国が、憲法前文にあるように「国際社会において名誉ある地位」を占めるために、「顔の見える」国際協力として最近注目を集めています。

そして、この法整備支援は、法務省法務総合研究所の国際協力部が独立行政法人国際協力機構（JICA）などと共に展開しています。私自身も、最近、ミャンマー、中国、ベトナム、カンボジア、ラオス、マレーシア、インドネシアなどに出張して各国の司法のトップの方々と、その国の司法の状況や日本との協力関係について親しく意見を交わす機会がありましたが、本稿では、法整備支援の現状や、支援の現場から垣間見た、私の個人的なアジア各国の印象などを述べたいと思います。そのようにアジアの国々を鳥瞰することにより、ASEANにおけるインドネシアの立ち位置というものがより浮き彫りになってくるのではないかと期待しています。

2 日本の法整備支援の特徴

日本の特徴として、法律を作るだけでなくそれが正しく運用されることまでを法整備支援の目的としています。例えば土地取引一つとっても、不動産登記制度がなければ実際の土地取引は困難ですので、そのような運用を含めて支援しています。さらに、法律や制度を運用する人材の育成も大切で、裁判官、検察官、弁護士などの法律家の育成を行います。

法整備支援の具体的方法としては、まず、JICAの長期専門家として我が国の法律

家を現地に送り込んでいます。例えばベトナムやカンボジアでは検察官，裁判官，弁護士出身の専門家がそれぞれ一人ずつ現地に派遣されています。そして，現地では，立法作業のアドバイスや様々なセミナーを実施し，また，相手国から法律家を招いて日本国内で研修も行います。

日本の法律は，明治時代にフランスの法律学者ボアソナードからいろいろ教わったり，ドイツ法の要素を取り入れたり，第二次世界大戦後には英米法の影響も受けるなど，ハイブリッドなものとなっており，比較法の研究も進んでいます。そして，これが日本の強みとなっていて，アジアの国でもシンガポールのようなコモン・ロー系の国からカンボジア，ベトナムなど大陸法系の国まで，日本はいろいろな法体系に対応できる下地があります。また，何よりも日本がアジアの同胞であり，しかも目覚ましい経済発展を遂げたということが，他の国のお手本として大きな希望と目標になっています。

日本の法整備支援のもう一つの特徴として，相手のオーナーシップを尊重することが挙げられます。例えば，カンボジアは，最初，民事訴訟法の起草をフランスに依頼したのですが，フランスは短期間にフランス法に準拠したドラフトを書き上げ，この通りやるようにとカンボジアに渡しました。欧米の人たちは，植民地支配の歴史があるせいか，どうしても上から目線でこれをやりなさいという傾向が強いようです。ところがカンボジアでは，そのドラフトにあまり目もくれず，あらためて日本に支援を求めてきました。その点，日本は相手国のオーナーシップを尊重しており，民事訴訟法の起草に当たっても，カンボジア側と 100 回以上もミーティングを重ねながら，時間をかけて納得が行くまで徹底的に議論し，カンボジアの実情に合わせて 1 条 1 条丁寧に作っていきました。そのように，相手のオーナーシップを最大限尊重し，相手のニーズに応じた支援を展開するように努めています。また，日本の体制は法務省や関係省庁，最高裁判所，日本弁護士連合会，関係する民間団体も一緒にやるというオールジャパンの体制になっています。

さらに，最近の傾向としては，相手国のためになるのはもちろんのこと，知的財産や倒産法，会社法の整備など日本の投資環境を整え，その成長戦略にも役立つ戦略的な ODA という考えも強くなってきていますが，これも国民の税金を使う以上当然のことだと思えます。

3 法整備支援の現場から見たアジアの国々の断章的印象

(1) ベトナム

ベトナムは，日本が法整備支援を最初に始めた国で，1994 年のことです。1986 年

にドイモイ政策という改革・開放政策を取り入れて市場経済化に移行しようとしたが、それに必要な法整備ができないことから日本に依頼してきました。まず民法の起草支援を行いました。ベトナムには近代的な所有概念がなかったので、民法の所有権を巡って何日も議論したことを昨日のこのように覚えています。現在は WTO にも加盟し、目覚ましい経済成長を遂げ、法制度もだんだん形は整ってきていますが、今なお人々の心や国土には、ベトナム戦争の傷跡が色濃く残っているように見えます。昨年 11 月に憲法が改正されましたが、共産党による一党支配体制は変わっていません。ただし、この憲法改正の際に、日本にもアドバイスを求めてきているように、日本に対する信頼は絶大です。憲法改正後も、「国家経済が中心的役割を担う」という条文は残されましたが、最近、国営企業改革を支援するプロジェクトが検討され、法務省も不良債権の処理等につき協力する予定です。

(2) カンボジア

カンボジアはクメール・ルージュにより知識人層がことごとく殺害されました。そのため、日本が 1995 年に法整備支援を始めたときは、法律家はほとんど存在しない状態で、素人が裁判官をやっている状態でした。そこで、まず大学や卒業生の法律の研修の支援から始めました。20 年ほど経って、やっと法律家が育ってきた状態ですが、人作りがいかにも長い時間がかかり、大変なことが実感されます。前述のように、カンボジアの民法と民事訴訟法は、日本が全面的に起草を支援したもので、「made by Cambodian people with Japan」という我が国の法整備支援の中でも金字塔となっています。ただ最近では、経済的には中国の影響が色濃く、また、立憲君主制を採っていますが、この国に民主主義がどのように根付いていくのか見守る必要があります。

(3) ラオス

ラオスは、ラオス人民革命党独裁の国であり、立法権だけでなく行政、裁判所の監督権限を有する国会に権力が集中しています。経済的には中国の影響が大きくなっています。

法整備支援は、1999 年から始めました。支援対象国では、多かれ少なかれ同じ傾向があるのですが、ラオスの法律実務家も、法律の表面的な条文の理解にとどまっています。法理論を体系的に理解した上で、条文を合理的に解釈して、実務上生起する法律問題を解決する能力、いわゆるリーガルマインドが熟していないので、司法関係機関、大学を対象とした「法律人材育成強化プロジェクト」により、法律家の育成のためのモデルハンドブック作りなどを支援しています。それにしても、何があっても「ポーペンニャン」（どうにかなるさ）で済ませるおおらかなラオスの人達とメコン

川のほとりでゆったりと時の流れる世界で最もゆるい首都といわれるビエンチャンに、あまりグローバル化の波は押し寄せて欲しくないと思うのは私だけでしょうか。

(4) タイ

東南アジアで、唯一植民地にならなかったタイは、他の国に比較しいろいろな面で先行していて、経済的にも恵まれているように見えますが、まだ脆弱なところがあるように思えます。我が国と同じ立憲君主制の国ですが、「君主」の側面が色濃く残っており、民主主義が十分に成熟しているとは言えず、1992年の革命、2006年のクーデターも、最後は国王が登場して治めました。日本は、国連アジア極東犯罪防止研修所（アジア研）が中心になって、主に刑事司法分野での協力を行ってきましたが、アジア研が、その能力向上に協力してきたタイの国家汚職防止委員会は、この度、農家からコメを高値で事実上買い取る制度によって政府に巨額の損失を生じさせたとして、インラック首相を告発する方針のようです。いずれにしても、現在の混乱が、民主的に平和裏に治まることを祈っています。

(5) ミャンマー

ミャンマーは、2011年3月30日にテイン・セイン大統領が就任し、軍政から民政に移行したのを受け、昨年11月から連邦最高裁判所と連邦法務長官府をカウンターパートとする本格的な法整備支援プロジェクトを始めました。旧宗主国で、法制度もその影響を強く受けているイギリスよりも是非日本からの支援を得たいというありがたい要請を受けてのもので、強い親日国です。

ただし、民政移管したとは言いながら、国会議員の4分の1は国軍から出すこととされている憲法の存在など、民主化への課題は少なくありません。また、経済の発展が一部の者でなく、国民全体の生活の向上につながっていかなければ、健全で持続的な成長は望めません。このように、いろいろな課題が待ち構えているミャンマーですが、勤勉で誠実な6,000万人の国民、資源豊富な広大な国土など、大きな夢を感じる国です。日本の法整備支援としては、知的財産法の整備など、その都度生起する立法課題に柔軟に対応していくこととしており、ミャンマーの民主化や経済発展に少しでもお役に立てればと願っています。

4 そしてインドネシア

インドネシアは、国民、国土、資源などあらゆる面で、ひと際大きな存在で、ASEANの盟主と言えます。民主化の深度についても、アジアでは、日本、韓国に次ぐ存在です。民主化のモデル理論として、ガバナンス（汚職防止）→経済発展（イン

フラ) →中産階級の成長(労働者階級) →民主化へのコミットメントの増加 →ガバナンスの強化 →経済発展というサイクルが考えられていますが、インドネシアでは、現在のところ、このサイクルが比較的順調に回っているように見え、民主的な憲法改正、2回にわたる直接大統領選挙の成功により民主化への自信も深まり、おそらくもう後戻りできないほど民主化が定着したと見ていいと思います。ただし、グローバリゼーションの下での経済発展においては、貧富の差が拡大する傾向があるところ、インドネシアの民主主義がこれにどのように対応していくか注意深く見守る必要があると思います。私がお会いした司法関係機関の幹部の方々はこの点をかなり意識していて、貧困者に対する法律援助や汚職防止などの重要性を語っていました。ところで、今年の1月23日に、インドネシア憲法裁判所が、大統領選挙法(2008年)を憲法違反と認定しました。総選挙と大統領選挙を同時に開催した方が、憲法で規定された大統領制を強化することになるとし、また、議会工作に翻弄されないことから、有権者も賢明に選挙権を行使できるようになると判断したのです。これにより、2019年の選挙から、総選挙が大統領選挙と同時に開催されることとなりますが、これがどのようなインパクトをもたらすのか、特にポピュリズムの負の側面がもたらされないよう注意する必要があります。

インドネシアの法制度も発展途上にあり、「法的確実性(Legal certainty)」はまだ高くありません。それは、法制度と運用のすべてについて言えることで、例えば民事手続法は現代的に改正されておらず、法律と規則、条例などの下位法令との整合性がとれていないことも少なくなく、また、法令の解釈が確立されていないので、汚職とあいまって、どんな判決が出るのか予測困難で、さらに、法の執行手続も整備されていないので、たとえ裁判で勝っても絵に描いた餅になりかねません。インドネシアの法制度の状況につきましては、法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_indonesia.html)に福井信雄弁護士などが書かれた調査研究報告書が載っていますので参考にしてください。

これに対し、インドネシアは、最高裁判所が長期的な司法改革のブループリント(2010-2035)を発表するなど、積極的に改革に取り組んでいます。最高裁判所に対してだけでも、私の知る限り、オーストラリア、オランダ、アメリカ、EU、UNDPなどが支援を行っています。インドネシアは、1カ国からの影響が強くなるのを避けるためか、援助国を1カ国に限定することなく、分野ごとに援助国を使い分けるといった方針のようで、そのような態度にもインドネシアの自信としたたかさが見て取れます。

我が国の司法関係の協力としては、アジ研が50年以上にわたってインドネシアの

裁判官，検察官，警察官等を招いて研修を実施しており，多くのアジ研同窓生が刑事司法の分野で幹部として活躍しています。また，最高裁判所をカウンターパートとして，和解調停制度の整備を支援したほか，裁判官人材育成強化のための研修を実施するなどしてきましたが，他の欧米の支援実施国（ドナー）と比べると遅れを取っている感は否めません。

日本にとって ASEAN 諸国は最重要のパートナーであり，インドネシアは，政治的にも経済的にも ASEAN のリーダーです。そのようなインドネシアと「法の支配」という価値を共有する意義は，インドネシアにとっても我が国にとってもさらに ASEAN 全体にとっても，安全保障上の見地からも経済発展からも，この上なく重要なものです。私達法整備支援に携わる者は，インドネシアと共に「法の支配」の実現に向けて一層努力してまいりますので，皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

（この巻頭言は，一般財団法人日本インドネシア協会「月刊インドネシア 3月号」から転載いたしました。）

～ 特集 ～

ミャンマー法整備支援プロジェクトが開始されて

国際協力部教官

横 幕 孝 介

第1 はじめに

- 1 ミャンマー連邦共和国では、平成23年3月に民政移管されて以降、民主化及び国民和解が着実に進められており、日本政府も、平成24年4月に行われた日ミャンマー首脳会談において、ミャンマーの民主化、国民和解及び持続的発展に向けて、引き続き改革努力の進捗を見守りつつ、民主化、国民和解及び経済改革の果実を広範な国民が実感できるよう、3つの重点分野¹を中心に支援していく旨表明したのを機に、官民を挙げて、同国を積極的に支援していく方針を推進している。
- 2 これを受け、当部でも、関係機関と協力しながら、ミャンマー連邦最高裁判所長官、同法務長官らを招へいし²、また、酒井邦彦法務総合研究所長（当時³。以下同じ。）を団長とするハイレベル調査団を派遣するなどの準備を重ね、平成25年11月から、独立行政法人国際協力機構（JICA）とミャンマー連邦最高裁判所（以下、「連邦最高裁判所」という。）及び同法務長官府（以下、「連邦法務長官府」という。）との間で、両機関を実施機関とし、ミャンマーの社会経済及び国際標準に適合した法の整備及び運用のための組織的・人的能力向上を通じて、ミャンマーにおける法の支配、民主主義、持続可能な経済成長を促進することを目的とした「ミャンマー法整備支援プロジェクト」が開始された⁴。
- 3 本プロジェクトは、①ミャンマーが直面する喫緊の立法課題への対応能力の強化（立法起草・法案審査能力向上支援）⁵、②両機関所属の裁判官及び検察官の人材育

¹ 具体的には、①国民の生活の向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域開発を含む。）、②経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む。）、③持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援の三分野であり、このうち、法整備支援は、②に位置付けられる。

² ミャンマー連邦最高裁判所長官、同法務長官の招へいに関する詳細については、ICD News 54号、同56号（いずれも当部國井弘樹教官（当時。以下同じ。）執筆）を参照されたい。

³ 現高松高等検察庁検事長。

⁴ プロジェクト期間は、3年間。

⁵ 起草・審査支援の対象法令については、いわば起草ラッシュの状況にあるミャンマー側の事情を踏まえ、あえて予め特定せず、先方の要望に応じて対象とすることとしている。

成の基盤整備を内容としており、当部は、その具体的な活動に当たって、これまで、本プロジェクト開始前の段階から、当部教官が現地におけるディスカッションミーティング⁶の講師を務めるなどしてきたほか、本年5月には、当部教官を長期専門家として法務省から現地に派遣するとともに、日本国内では、本プロジェクトにおける最初の本邦研修を実施しつつ、JICA とともに国内における支援体制作りを進めるなど、本プロジェクトを全面的に支援している。

本年7月には、現地において、上記本邦研修の結果を踏まえるなどして、第1回合同調整委員会（JCC）⁷が開催され、現地専門家らとともに実際に現地で活動を行うワーキンググループ等の正式な設立や本プロジェクトにおける今後の活動方針の大枠が承認されるなどしたほか、特許庁等関係者の協力を得て、知的財産法に関する公開セミナーやディスカッションミーティングが開催され⁸、また、同年8月には、仲裁法に精通している日本人弁護士と国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の専門家を現地に招き、仲裁法に関する公開セミナー及びディスカッションミーティングが実施されるなど⁹、本プロジェクトは、日を追う毎にそのスピードを上げて活動が進んでいるところである。

そこで、本稿では、本プロジェクト活動のうち、昨年11月のプロジェクト開始以降の当部の活動を主として、平成26年3月及び同年4月に実施された現地ディスカッションミーティング並びに同年5月に実施された第1回本邦研修の様子について、紹介することとしたい。

第2 現地ディスカッションミーティング

1 平成26年3月実施

(1) 概要

連邦最高裁判所から、「刑罰理論」及び「デジタル証拠」をテーマとした講義、連邦法務長官府から、「知財事件の捜査手法」をテーマとした講義の実施について要望を受け、本年3月、当部教官らが現地に出張の上、ディスカッションミーティングの講師を務めるなどした。以下は、各ディスカッションミーティングの様態であ

⁶ ミャンマー現地において、現地専門家、日本から出張した専門家、当部教官等が講師を務めて講義やディスカッションを行うもの。ミャンマー側手続の都合上、非公開で行うものを、便宜的に「ディスカッションミーティング」と呼んでいる。これに対し、公開を前提とした比較的規模の大きなものを「現地セミナー（公開セミナー）」と呼んでいる。

⁷ Joint Coordinating Committee。本プロジェクトの活動計画、進捗状況等の承認を行う。

⁸ 別添プログラム“Seminar on Intellectual Property Laws”参照。

⁹ 別添プログラム“Seminar on Arbitration Law”参照。

る。

(2) 刑事政策の観点からみた刑罰理論

当部國井教官から、連邦法務長官府において、約30名の参加者を対象に、「刑事政策の観点からみた刑罰理論」と題して、伝統的な刑罰理論を踏まえた上で、日本における刑罰の種類や刑事政策についてのプレゼンテーションが行われた。昨年末には、国連開発計画（UNDP）による同一テーマでの大規模なセミナーが実施されているためか、参加者は、「ハンムラビ法典」や「応報刑」、「目的刑」などの用語の意味は理解しているようであったが、そうした理論が生まれた背景や、理論と実践をどのように結び付けるかといった点については、これまであまり議論してこなかったように見受けられた。また、「刑事政策」という考え方自体、初めて接することであり、日本では、ダイバージョンの理論が、刑事手続全般を通じて、起訴猶予、執行猶予、仮釈放等の制度に反映されている点等に強い関心を示していた。

(3) 刑事事件における電磁的記録の取扱い

当職から、連邦最高裁判所において、約40名の参加者を対象に、「刑事手続における電磁的記録の取扱い」と題して、日本の捜査段階における電磁的記録の証拠収集方法、裁判段階におけるその取調べ方法についてプレゼンテーションを行った。連邦最高裁判所は、当時、電磁的記録についての規定を含む証拠法の改正法案を作成中であったため、特にこの分野に関する先方の関心は高かったようであり、参加者からは、「ICレコーダーに記録された音声と被告人の音声との同一性を争われた場合、どのようにして立証するのか。」、「電磁的記録に関する証拠についての鑑定意見は、誰に求めるのか。」といった実務的な観点からの質疑が多くみられた。

(4) 知財事件の捜査手法について

國井教官において、連邦法務長官府の検察官約10名を対象に、2日間にわたり、「知財事件の捜査手法」をテーマに、日本における知財法の刑事事件の概況説明や、商標法違反及び著作権法違反の事案を題材に知財事件の捜査手法について議論するディスカッションミーティングが行われた。このディスカッションミーティングは、教官と参加者との間で対話の形で進められ、参加者からは、「捜索の際に立会人はいらぬのか。」、「この事件で何のためにタイムカードを差し押さえたのか。」といった、実務家ならではの質問がなされるなど、活発なやりとりが展開された。この場では、至近距離にいる参加者の表情からその理解度を読み取りながら進めることができたなど、本来のディスカッションミーティングの想定していた在り方として、改めて少人数ならではの有用性を実感する機会となった。

2 平成 26 年 4 月実施

(1) 概要

本年 5 月実施予定であった本プロジェクト第 1 回本邦研修を控え、同研修の効果をより高めるため、本年 4 月、当職が、現地に出張の上、同研修参加予定者らに対し、事前に、日本の司法制度に関する講義を行うなどした。

(2) 日本の司法制度について

後述するとおり、第 1 回本邦研修は、研修員に広く日本の制度や実情を知ってもらうことを目的としていたため、講義の内容も広く浅く網羅することとし、当職において、連邦最高裁判所及び連邦法務長官府において、それぞれ 2 日間にわたり、日本の司法制度として、明治維新以降の日本の法継受の推移、裁判所の構成、管轄、刑事・民事裁判制度、司法試験制度、法科大学院制度、司法修習制度の概要等について、プレゼンテーションを実施した。

双方の参加者からは、「検察官の処分の可否を判断する外部機関はあるのか。」、「弁護人が付かずに裁判が行われることはあるのか。」、「家庭裁判所はどのような事件を扱うのか。」、「裁判員の資格として、どの程度の教育レベルが要求されるのか。」、「『法哲学』とはどのような学問か。」、「司法修習生が弁護士と依頼人との交渉に立ち会うことで不都合は生じないのか。」、「弁護士として働くには裁判所の許可は不要なのか¹⁰。」、「日本の弁護士に種類はないのか¹¹。」といった様々な質問が寄せられた。連邦最高裁判所では各約 30 名、連邦法務長官府では各約 10 名と、蓋を開けてみれば、必ずしも本邦研修参加予定者に限られない参加者が集まったが、より多くのミャンマーの裁判官、検察官に日本の司法制度を知ってもらえるよい機会となった。

(3) 会社法

会社法に関しては、先方の要望に応じて、既にプロジェクト開始前の段階で JICA による公開セミナー¹²が、本プロジェクト開始後は小松健太長期派遣専門家（弁護士）¹³によるディスカッションミーティングが行われていたが、同じ機会に、小松専門家から、連邦法務長官府職員を対象に、「株式」をテーマに、株式の意義、株券、

¹⁰ ミャンマーの弁護士には、資格試験がなく、一定期間、ベテラン弁護士の下で経験を積んだ後、最高裁判所の許可を得て弁護士資格を取得することを背景とする。

¹¹ ミャンマーの弁護士には、Higher Grade Pleader (Township 裁判所のみでの訴訟事務取扱権限を有する。)と Advocate (全ての裁判所での訴訟事務取扱権限を有する。)の 2 種類が存在することを背景とする。

¹² JICA と連邦法務長官府の共催により、平成 24 年 8 月に、公開会社の法制度及び企業統治の改革をテーマにした公開セミナーが、同年 12 月には、国有企業の民営化テーマにした公開セミナーが、それぞれ実施されている。

¹³ 平成 26 年 1 月派遣。

株主名簿，株式の移転等を内容とするディスカッションミーティングが行われた。ミャンマーでは，まだ「株式」の概念自体，馴染みが薄いこともあるためか，参加者からは，「株主の責任が有限であることは，会社の責任とどのような関係にあるのか」，「定款には，会社の目的をどの程度具体的に記載するのか。」，「定款に記載した目的外の行為を行った場合の効力はどうなるのか。」，「株主の数に制限はないのか。」といった基本的な質問が多くなされたが，こうした基本的な概念や事柄に関する理解を地道に固めていく機会が，今後のプロジェクト活動を進めていく上でも，非常に有益であると思われる。

(4) 法務長官府の審査業務

ミャンマー側から，第1回本邦研修の参加者であるメイ・トゥー・アウン法令審査部法案審査局付検事，ティン・ザー・トゥン同検事によるプレゼンテーションがなされた。テーマは，「連邦法務長官府における審査業務」であり，法令審査部は，①法案審査，②規則等の下位規範審査，③法律の翻訳，④憲法問題を扱う各局に分かれ，法案審査局の職員は局長以下15名であること，一人の検察官が同時に5～8の法案や下位規範の審査業務を抱えることもあること，審査に当たっては，法案審査のマニュアルに沿い，政府の政策に合致しているか，公益に資するものか，国の実情に合致しているか，条約に適合しているかなどのポイントに従って審査していることなど，同局における審査業務の概要を紹介するものであり，審査業務に関する実情を理解する一助となるものであった。

第3 第1回本邦研修

1 概要

平成26年5月17日から同月31日まで（移動日を含む。），連邦法務長官府からチョウ・サン連邦法務長官府事務局長以下6名，最高裁判所からキン・ティダ・チョウ連邦最高裁判所研修部長以下6名計12名を招き，JICA 東京ほかにおいて，ミャンマー法整備支援プロジェクト第1回本邦研修が実施された（日程及び研修員の詳細については，別添のとおり。）

2 本研修実施の背景

本研修は，本プロジェクト開始後，最初の本邦研修であり，この研修結果等を踏まえた上で，ミャンマー側の課題等を整理し，それらの中から本プロジェクトで扱う具体的なテーマの絞り込みを行い，本プロジェクトにおける詳細活動計画を策定していくこととなっている。そこで，両実施機関におけるプロジェクト責任者である裁判官及び検察官らを研修員として招き，裁判所等の施設や人材育成に関する重要施設を訪

問するなど広く日本の現状や制度を紹介することで、相互理解を深めながらミャンマー側が現制度の問題点を明確に把握することを促進する目的で、本研修を実施することとした。

3 研修の概要

上記目的及び本プロジェクトが法案起草・審査分野及び人材育成分野に対する支援を内容とすることを受け、本研修プログラムは、大きく分けて、①日本の司法制度全般に関するもの、②法案起草・審査に関するもの、③法曹養成及び研修に関するもので構成されている。

(1) 日本の司法制度全般に関するプログラム

ア 講義

(ア) 当職において、研修の導入として改めて司法制度の概要に触れたほか、後に行われる模擬裁判や裁判傍聴の理解の助けとするため、当部野瀬憲範教官から、日本における警察と検察の関係、事件処理、公判、裁判員裁判等の各刑事手続について紹介した。また、当部毛利友哉教官から、民事裁判をテーマとして、民事裁判における事物管轄、消費貸借を例に挙げながら、当事者主義、主張、立証責任といった民事裁判の基本原則、民事裁判手続の流れなどについての講義がなされた。これらは日本の各制度を理解する上での大前提となる基本的な知識であり、繰り返し説明することで、理解を促すことができたと思われる。

(イ) 酒井法務総合研究所長から、「日本の司法制度改革について」と題し、規制緩和に伴う司法の役割の増大といった社会的な背景や、国民の期待に応える司法制度の構築等の改革の三本柱とその概要について、講義がなされた。研修員からは、特に、労働審判制度の導入や行政訴訟制度の改革等に関連して、ミャンマーでは行政機関による判断が裁判所によって覆されることはないとして、最終的に裁判所による司法判断を仰ぐことができる日本の準司法手続について強い関心が集まったほか、民事裁判の充実・迅速化に関連し、民事事件における計画審理の在り方についても質問がなされるなどした。

イ 訪問・見学

(ア) 東京地方裁判所立川支部訪問では、同支部の業務、事件管理システム等に関する概要説明を受けるとともに、刑事裁判傍聴のほか、裁判官の執務室見学、林正彦刑事部総括判事らとの意見交換が行われた。傍聴した事件は、自白事件の第1回公判であったが、研修員は、情状証人の証人尋問を見て、「なぜ自白事件で証人尋問が行われているのか。」と驚きを示していた。ミャンマーでは、証

人尋問は罪体に関してのみ行われているとのことであった。執務室見学は、裁判官のOJTの様子やどういった分野の書籍が執務室に備わっているか知りたいとのミャンマー側の要望に応じて行われたものであったが、裁判官同士が意見交換をしやすく、共用の蔵書も豊富であるとして執務室の環境について強い関心が示されたほか、意見交換では、合議体における各裁判官の意見が一致しなかった場合の対応等、実務に関する質疑がなされるなどした。

- (イ) 日本弁護士連合会に対する訪問では、同国際司法支援センター長外山太士弁護士から、弁護士会の組織や運営、弁護士会が社会で果たしている役割、裁判官や検察官との協力等について講義がなされた。研修員からは、特に日弁連が弁護士の資格付与や懲戒の権限を有している点¹⁴、日弁連と単位弁護士会との関係、弁護士会の研修制度、法曹三者による協議会における議題等について関心が示されたほか、国選弁護や民事法律扶助、弁護士会による支援等、司法における経済的な援助の制度についての質問がなされるなどした。研修員からは、「日本の弁護士会が国からの独立を確保するため財政的にも自立している点はとても興味深かった。」等の感想が聞かれた。

(2) 法案起草・審査に関するプログラム

ア 講義

- (ア) 坂本三郎法務省民事局参事官（当時¹⁵）から、「立法技術論（会社法改正を例に）」と題して、法律改正（制定）の流れについて、我が国の会社法改正を例に、起草を担当する省庁の立場から、民事局内での検討、法制審議会での検討、関係団体等との協議、民事局における法律案の立案、内閣法制局の審査、与党の審査、閣議決定等、国会での審議を経るまでの手続の概要について講義がなされた。ミャンマーでは、いわゆる縦割り行政の側面が強く、法案起草も所管官庁内部のみで行う傾向にあるようであり、研修員は、民事局の職員が裁判官や検察官出身者だけでなく弁護士出身者でも構成されていることや、民事局の担当者が他省庁の所管法令の改正等に関与することがある点、外部有識者らを含めて検討が行われる法制審議会の存在等に特に関心を示していた。
- (イ) 高橋康文内閣法制局長官総務室総務主幹（当時¹⁶）からは、内閣提出法案を審査する立場から、各府省における立法作業、内閣法制局の審査、閣議決定、

¹⁴ 前述のとおり、ミャンマーでは、最高裁判所が弁護士資格を付与する権限、弁護士の非違行為に対する制裁権限を有する。

¹⁵ 現法務省大臣官房参事官。

¹⁶ 現内閣法制局第四部長。

国会審議を経て公布に至るまでの手続の流れ、内閣法制局の組織、業務等に関して講義がなされた。研修員は、特に起草を行う担当省庁と審査を行う内閣法制局の役割の違いなどに関心を示し、「参事官が各出身省庁の提出法案を審査する意義はどのような点にあるのか。」といった質問がなされるなどした。このほか、内閣法制局では、参事官の執務室を見学したが、起草担当者と協議を行う環境を実際に目にする事で、より具体的にそのイメージを抱くことができたようであり、「法案の提出を受ける前に、担当省庁と十分な協議をしておくことの大切さを認識した。」との感想も聞かれた。

(ウ) 松尾弘慶應義塾大学法科大学院教授からは、「法と開発：日本の法制史と経済成長」と題して、日本の法制史の観点から、我が国の戦後の高度経済成長と法制度との関係について講義がなされた。戦後の高度経済成長に法制度が果たした役割として、古くは中国の律令の影響により国民の間に順法精神が根付く風土があったことを下地に、明治維新以降、法律の基盤整備が重ねられていたこと、経済の民主化を進める戦後の政策の安定化を法律が担保していたことなどが挙げられるとするもので、研修員からは、「これからのミャンマーの発展を考える上で、大変勉強になった。」「『国民に社会を変えようという意思さえあれば、必ず社会を変革することができる。』との言葉に強い感銘を受けた。」との感想が聞かれた。

イ 訪問・見学

(ア) 特許庁訪問では、特許庁による、これまでのミャンマー科学技術省（MOST）に対する支援の取組状況、我が国の特許制度の沿革、特許庁の組織体制等に関する概要説明、羽藤秀雄長官（当時¹⁷。以下同じ。）らとの意見交換が行われたほか、申請窓口を見学するなどし、今後、連邦法務長官府において審査が行われる知的財産法やミャンマーで設立が検討されている知財庁に関連して、我が国特許庁の役割等についての理解を深めた。意見交換では、チョウ・サン連邦法務長官府事務局長から、特許庁がミャンマー知財法の起草に協力していることについて謝意が示されるとともに、羽藤長官から、連邦法務長官府に対する今後の協力の意向が述べられるなどした。

(イ) 東京証券取引所訪問では、施設見学のほか、高良美紀子株式会社日本取引所グループ総務部法務グループ調査役・弁護士から、同取引所の組織、役割、具体的な業務内容、日本によるミャンマー資本市場育成支援の取組、株券の電子

¹⁷ 現特許庁特別顧問。

化におけるミャンマー会社法上の課題¹⁸等についての説明を受けた。本研修前には、同社の協力を得て、別の機会に、連邦法務長官府及び連邦最高裁判所において、ヤンゴンに駐在されている矢頭憲介同社総合企画部主任から、証券市場の概要や資本市場に関する法制度をテーマにした現地ディスカッションミーティングが実施されていたこともあり、研修員は、本訪問における説明内容についてもスムーズに理解できたようであった。研修員からは、証券市場を監督する政府機関の種類や顧客情報の秘密の確保といった制度や実務上の観点から質問がなされたほか、宮原幸一郎同社常務執行役らとの意見交換では、チョウ・サン連邦法務長官府事務局長から、証券取引法と整合するよう会社法の改正を検討していきたいとの意向が述べられるなどした。

(3) 人材育成に関するプログラム

ア 講義

(ア) 中島行雄法務省大臣官房司法法制部付から、「日本のロースクール・司法試験制度について」と題して、現在の日本の法曹養成制度について、司法制度改革の一つとして法曹養成のプロセスを重視したことやその概要、現行制度の課題等について講義がなされた。ミャンマーでは、法曹資格を得るための試験制度の改革にも関心があり、研修員からは、司法試験と予備試験の違いについて質問や、「大学法学部卒業者がロースクールに入る必要があるのか。」といった、大学をも含めた法曹養成制度の在り方の根本を考えさせるような質問がなされるなどした。

(イ) 佐藤直史 JICA 専門員・弁護士による講義では、「ロースクールでの教育内容等について」と題して、欧米各国における大学、ロースクール、試験及び研修制度とを比較しながら、日本のロースクールにおける具体的なカリキュラム、教育手法、課題等について講義がなされた。その上で、ミャンマーにはミャンマーの文脈に合った独自の制度を導入すべきである旨の指摘がなされるなどしたが、研修員にとっては、特に他国の制度と比較しながらの制度説明が分かりやすく伝わったようであった。

(ウ) 水沼祐治法務総合研究所研修第一部長（当時¹⁹）から、「検事研修について」と題して、新任検事研修、検事一般研修、検事専門研修のカリキュラムを紹介

¹⁸ 現行会社法では、株式の譲渡は、譲渡証書の締結及び株主名簿への登録によって効力が生じるとされるほか、株券の発行を前提とした規定もあるなど、株券が電子化された場合の運用にそぐわない規定ぶりとなっている。

¹⁹ 現大阪地方検察庁堺支部長。

しながら、その概要について講義がなされた。研修員は、実際の研修で行われた模擬取調べや模擬証人尋問の様子を録画した DVD の映像、研修教材の実物を見ることで、実際の研修の状況について具体的なイメージを抱けたようであり、説明に熱心に聞き入り、法医学に関する研修内容について質問がなされるなどした。

(エ) 当部毛利教官から、「司法研修所の研修内容について」と題し、司法研修所における司法修習生及び若手裁判官に対する研修の概要についての講義がなされた。研修員は、OJT を重視している日本の裁判官養成システムに関連して、合議体における左陪席と右陪席の役割の違い等について質問がなされる一方、裁判官の採用試験が一つしかないミャンマーと異なり、司法試験とは別の試験が存在する簡易裁判所の裁判官の存在に関心を示し、その資格や研修について質問がなされるなどした。

イ 訪問・見学

(ア) 法務省浦安総合センター訪問では、研修員らに研修の一手法として実際に模擬裁判を経験してもらうとともに、刑事裁判手続への理解の助けとするなどのため、模擬法廷において、窃盗の否認事件をモデルにした模擬記録に基づき、証人尋問を含む冒頭手続から判決宣告に至る一連の流れについて、研修員に法曹三者の役を務めてもらう模擬裁判の演習を行ったほか、研修室、図書室、寮室、体育館等の施設を見学するなどした。模擬裁判では、研修員は、皆、積極的に役になりきり、研修の初期にあつて各研修員間の距離も縮まるなど、参加型の研修ならではのメリットがあつた上、キン・ティダ・チョウ連邦最高裁研修部長からは今後のミャンマーでの研修でも活用したい旨感想が述べられるなどした。なお、模擬記録を使った演習は、後日、実際に、ミャンマーの司法研修所における新任判事研修のカリキュラムとして採用されるなど、本研修の内容が反映されることとなった。

(イ) 司法研修所訪問では、司法修習生の研修施設である階段教室、法廷教室、大講堂、図書室、裁判官の研修施設である大研究室、模擬法廷等を見学したほか、藤井敏明上席教官（当時²⁰）らとの意見交換が行われた。意見交換では、研修員から、裁判官の研修の種類、外部研修中の身分、労働事件や特許事件等の特別な事件における講師の選任等について質問が寄せられた。

(ウ) 最高裁判所訪問では、大法廷、小法廷、図書館を見学し、最高裁判所の所管

²⁰ 現長野地方・家庭裁判所長。

及び事務，最高裁判所図書館についての概要説明を受けた。研修員は，特に同図書館の蔵書の種類，数，全国の裁判所に対して照会に応じて必要な資料の提供を行うといった同図書館の役割等について関心を示していた。

(エ) 金融庁及び証券取引等監視委員会訪問では，審判廷の見学，同委員会の業務内容についての概要説明，佐渡賢一同委員会委員長らとの意見交換が行われた。ミャンマーでは，今後，我が国の財務省財務総合政策研究所が中心となって進めたミャンマー証券取引法（2013年7月成立）の適切な運用が求められていく中，我が国の金融庁，証券取引等監視委員会の役割等についての理解を深めることができた。研修員は，取扱い事案の統計や審判官の資格等について関心を示したほか，意見交換では，インサイダー取引等における行政制裁と刑事罰との棲み分け等，実務の運用に関する質疑がなされるなどした。

(4) 発表・総括質疑応答

研修の終盤に，本研修全般を通じた上でのミャンマーの現状と課題，現行プロジェクトに期待すること等をテーマとして，連邦法務長官府側及び連邦最高裁判所側から，それぞれプレゼンテーションが行われた。連邦法務長官府側からは，ミャンマーでは，今後300以上の法律の改正が検討されていることなどの紹介があったほか，法案起草に関する課題として会社法に関する研修，人材育成に関する分野として知財関連犯罪，証券犯罪，サイバー犯罪の捜査に関する研修が挙げられるなどした。連邦最高裁判所側からは，現在，証拠法の改正と破産法の草案作成作業中であることなどの紹介があったほか，今後の課題として，法案起草の分野では，破産法，知財裁判所設立に関する組織法等が，人材育成の分野では，模擬裁判，判決起案演習，研修カリキュラムの改訂等が挙げられ，また，裁判実務における課題として，仲裁法，知財法，証券取引法等の実務に関する知識を得る機会を設ける必要があるとされた。その後，研修員と日本側参加者との間で意見交換が行われ，証拠法の改正，破産法の起草状況等に関する質疑や，本プロジェクトで扱う対象法令の絞り込みの必要性等について議論がなされるなどした。

(5) 表敬

このほか，本研修では，小津博司検事総長（当時），稲田伸夫法務事務次官をそれぞれ表敬訪問するとともに，証券取引等監視委員会訪問時には佐渡賢一委員長，内閣法制局訪問時は近藤正春内閣法制次長，特許庁訪問時は羽藤秀雄長官，司法研修所訪問時は山名学所長，東京地方裁判所立川支部訪問時は山田俊雄支部長，金融庁訪問時は岡村健司参事官を各表敬した。

第4 おわりに

これまでに紹介したディスカッションミーティング、本邦研修の機会、そのいずれもが、自国の制度、運用をよりよくするために少しでも多くのことを学びたいというミャンマーの裁判官、検察官らの情熱を肌で感じ取ることができた機会でもあった。前述したとおり、前項で紹介した第1回本邦研修後の本年7月には、現地において、第1回JCCが開催され、本プロジェクトにおける今後の各ワーキンググループの活動方針の大枠が示されるなどしたが、そこでは、法案起草・審査分野の対象法令に関して、会社法、知財法、仲裁法、破産法、証拠法、知財裁判所設置法等の法律が、人材育成分野については、模擬記録や模擬裁判を取り入れた研修カリキュラムの改訂等が、それぞれ示されているほか、連邦法務長官府においては、法案起草・審査プロセスそのものを改善するための新たなワーキンググループが設立されるなど、その内容は、本研修において、ミャンマー側の立場から吸収し得た結果が反映されたものであった。その意味で、ミャンマーの研修員に広く日本の司法制度を知ってもらい、今後の活動方針の策定に役立ててもらおうとした本プロジェクト開始後最初の研修としての目的は概ね達成できたものと思われる。このように、ミャンマーにとって大変有意義な研修を実施することができたことについて、まずは、講師の方々や訪問先の方々を始め、多忙な中、準備段階から本研修のために多くの時間を割いてくださった関係者全ての皆さまに、心から御礼を申し上げたい。

そして、上述のとおり、無事、第1回JCCを迎え、今後の活動に向けて区切りとなるスタートを切ることができたのは、各関係者の協力があったのはもちろんのこと、現地専門家3名が揃ってから²¹わずか2か月とその業務も繁忙を極めたであろう中、現地専門家らが、それまでに培ってきた両機関と信頼関係に基づき、関係者との間で密に協議を積み重ねてきたことによるところが大きいと思われる。上記JCCの場で示された事項は多岐に渡ることもあり、今後、それらの優先順位付けなど更なる絞り込みを行っていく必要はあろうが、これについては、今後、現地でのワーキンググループ活動の展開や関係者との更なる議論が重ねられることによって、具体的な道筋が見えてくることが期待できるとともに、当部としても、引き続き、本プロジェクト活動の円滑な実施に向けてできるだけの協力をしていきたい。

最後に、改めて、本プロジェクト活動を進めるに当たりお世話になった関係者の方々に深く感謝を申し上げるとともに、引き続き、今後の御協力をお願い申し上げ、本稿を締めくくるとしたい。どうもありがとうございました。

以上

²¹ 坂野一生長期派遣専門家は平成26年4月派遣、國井長期派遣専門家は同年5月派遣。

ミャンマー第1回本邦研修日程

日	曜	午前	午後
5/18	日	午前 入国	午後
5/19	月	10:00 JICA ブリーフィング TIC	13:30 ICD オリエンテーション TIC 14:30 17:00 【講義】 日本の司法制度について(司法権の独立を含む) ICD教官 TIC
5/20	火	9:30 【講義】 日本の司法制度改革について 酒井所長 赤レンガ 11:30 11:50 法総研所長主催 意見交換会	13:30 15:20 【講義】 日本のロースクール・司法試験制度について 司法法制部 赤レンガ 15:40 17:30 【講義】 ロースクールでの教育内容等について JICA佐藤専門員 赤レンガ
5/21	水	10:00 【訪問・講義】 法務省浦安総合センター(講義「日本の刑事裁判について」、講義「検事研修について」、施設見学、講義・演習「電磁的証拠の取扱いについて(実例をもとに)」、模擬証人尋問演習)	17:30 浦安センター
5/22	木	10:00 【訪問】 日弁連(講義「弁護士会の役割等について」、意見交換) 日弁連	14:30 16:50 【訪問】 東京地裁立川支部(支部長表敬、裁判傍聴、裁判官執務室見学、意見交換) 東京地裁立川支部
5/23	金	9:30 【講義】 司法研修所の研修内容について ICD教官	11:30 14:30 16:50 【訪問】 司法研修所(所長表敬、施設見学、意見交換) 司法研修所
5/24	土		
5/25	日		
5/26	月	9:30 【訪問】 東京証券取引所(施設見学、概要説明、質疑応答) 日本取引所(東証)	13:30 14:30 17:30 【表敬】 検事総長 【講義】 立法技術(会社法改正を例に) 民事局 赤レンガ
5/27	火	10:00 【表敬】 金融庁参事官 金融庁 10:20 【訪問】 証券取引等監視委員会(施設見学、概要説明、質疑応答) 証券取引等監視委員会(SEC)	12:00 13:30 14:30 17:30 【表敬】 法務事務次官 【講義】 日本の民事裁判について ICD教官 赤レンガ
5/28	水	10:00 【訪問】 内閣法制局(表敬、講義「法案審査プロセス(近時の法案審査を例に)」) 内閣法制局	14:00 17:30 【講義】 日本の法制史(経済発展との関連から) 松尾教授 TIC
5/29	木	10:00 【発表準備】 午後の発表に係る準備等(ミャンマー側) 赤レンガ	14:00 17:00 【発表、総括質疑応答】 ミャンマー側からの発表(本研修での収穫、ミャンマーの現状と課題への対応、プロジェクトに期待すること)、質疑応答、意見交換 赤レンガ
5/30	金	9:30 【訪問】 最高裁(施設見学) 最高裁	11:00 11:30 12:15 12:30 13:30 14:30 【訪問】 特許庁(長官表敬、施設見学) 特許庁 JICA主催 昼食会 評価会・修了式 TIC
5/31	土	出国	

ミャンマー法整備支援プロジェクト第1回本邦研修 研修員(AG)

1	チョウ・サン Mr. Kyaw San 法務長官府事務局長
2	チョー・チョー・ナイン Mr. Kyaw Kyaw Naing 法務長官府国際法・ASEAN法務部副部長
3	テツ・ルウイン Mr. Thet Lwin 法務長官府国際法・ASEAN法務部付検事
4	メイトゥー・アウン Ms. May Thu Aung 法務長官府法案審査局付検事
5	ティン・ザー・トゥン Ms. Tin Zar Tun 法務長官府法案審査局付検事
6	モー・ウェイ・ピョー Mr. Moe Wai Phyoe 法務長官府検察局付検事

ミャンマー法整備支援プロジェクト第1回本邦研修 研修員(SC)


1	キン・ティダ・チョウ Ms. Khin Thida Kyaw 最高裁判所研修部長
2	エー・エー・テイン Ms. Aye Aye Thein 最高裁判所法案起草部長
3	キン・リン Ms. Khin Linn 最高裁判所研修部副部長
4	マーラー・モー Ms. Marlar Maw 最高裁判所研究部副部長
5	ミン・ソー Mr. Myint Soe 最高裁判所長官室副室長
6	キン・ミヤツ・ター Ms. Khin Myat Tar 最高裁判所法案起草部事務取扱裁判官



Seminar on Intellectual Property Laws

Nay Pyi Taw, 20 July 2014 13:00 - 18:00



organized by 

Moderator: Mr. KUNII Hiroki, JICA Advisor for the Legal Cooperation Project
Interpreter: Myanmar - Japanese (Consecutive Interpretation)

Opening

- 12:30 - Registrations
13:00 - 13:10 Opening
- 13:10 - 13:20 Opening Remarks by U Kyaw San, Director General, Union Attorney General's Office
- 13:20 - 13:30 Guest Remarks by Mr. HATO Hideo, Special Advisor (Former Commissioner), Japan Patent Office

Session 1: Introduction of Intellectual Property

- 13:35 - 14:15 "Outline of Intellectual Property System" presented by Mr. KUMAGAI Ken-ichi, Professor, School of Law, Meiji University
- 14:15 - 14:55 "Toward Establishment of IP System" presented by Mr. MATSUTANI Yohei, Deputy Director, International Cooperation Division, Japan Patent Office
- 14:55 - 15:05 Break

Session 2: Introduction of Copyright Law

- 15:05 - 15:45 "Outline of Copyright System" presented by Mr. SATO Toru, Director, International Affairs Division, Japan Copyright Office, Agency for Cultural Affairs

Session 3: Myanmar Intellectual Property Laws (Draft)

- 15:45 - 17:00 Presentation by Dr. Kyi Pyar Moe, Assistant Director, IP Section, Ministry of Science and Technology (Myanmar Language Only)
- 17:00 - 17:20 Coffee/Tea Break (Collecting Questionnaire)

Session 4: Q&A/Floor Discussion

- 17:20 - 17:50 Q&A/Floor Discussion
Moderated by Mr. KOMATSU Kenta, JICA Advisor for the Legal Cooperation Project

Closing

- 17:50 - 18:00 Closing Remarks by H.E. U T. Khun Myatt, Chairperson of the Bill Committee, Pyithu Hluttaw

Expected Participants (Myanmar)

- ❖ Union Attorney General's Office
 - U Kyaw San, Director General
 - U Win Myint, Deputy Director General
 - Daw May Thi Linn, Deputy Director General
 - Daw Khin Cho Ohn, Deputy Director General
 - Daw Nu Nu Yin, Deputy Director General
- ❖ Supreme Court of the Union
 - U Sein Than, Director General
 - Daw Aye Aye Kyi Thet, Deputy Director General
- ❖ Pyithu Hluttaw
 - H.E. U T. Khun Myatt, Chairperson of Bill Committee
 - H.E. U Saw Mla Tun, Member of Bill Committee
 - H.E. Dr. Soe Moe Aung, Member of Bill Committee
 - H.E. U Aung Mya Than, Member of Bill Committee
 - H.E. U Soe Re, Member of Bill Committee
 - H.E. U Soe Soe, Member of Bill Committee
 - H.E. U Sai Win Khine, Member of Public Affairs Management Committee
 - H.E. U Khin Mg Myint, Member of Rule of Law and Tranquility Committee
 - H.E. U Myint Soe, Member of Judicial and Legal Affairs, Complaint and Appeal Committee
 - H.E. U Sai Boe Aung, Rule of Law and Tranquility Committee
 - H.E. U Tin Htwe, Member of Judicial and Legal Affairs, Complaint and Appeal Committee
 - Dr. Htoo Maung, Director of Committees Department
- ❖ Amyotha Hluttaw
 - H.E. U Zaw Myint Pe, Chairperson of Bill Committee
 - H.E. U Myo Myint, Chairperson of National Planning and Development Project Affairs Committee
 - H.E. Dr. Myint Kyi, Chairperson of Workers Rights and Providing Protection Committee
 - H.E. Pro; Dr. Mya Oo, Chairperson of Health, Education and Culture Committee
 - H.E. Dr. Khin Shwe, Chairperson of Relief and Victims Care Committee
- ❖ Ministry of Science and Technology
- ❖ Myanmar Customs Department
- ❖ Myanmar Police Force



Seminar on Arbitration Law

Nay Pyi Taw, 14 August 2014 13:00 - 18:00



organized by 

Moderator: KUNII Hiroki, JICA Legal Advisor

Interpreter: U Hang Za Thawn (Myanmar - English / Consecutive Interpretation)

Opening

- 12:30 - Registrations
- 13:00 - 13:10 Opening
- 13:10 - 13:20 Opening Remarks by U Sein Than, Director General, Office of the Supreme Court of the Union
- 13:20 - 13:30 Photo Session

Session 1: Introduction of Arbitration

- 13:40 - 14:40 “Arbitration ~ Introduction & Recent Trends ~” presented by Mr. TEZUKA Hiroyuki, Attorney-at-law admitted in Japan & New York, Nishimura & Asahi Law Firm
- 14:40 - 15:00 Coffee / Tea Break

Session 2: Enforcement of Foreign Arbitral Award

- 15:00 - 16:00 Presentation by Mr. Changkuk Lim, Legal Officer at UNCITRAL-RCAP (Regional Centre for Asia and the Pacific)

Session 3: Myanmar Arbitration Law (Draft)

- 16:00 - 16:30 “Overview of Arbitration in Myanmar” presented by Dr. Ei Ei Khin, Assistant Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union of Myanmar (Myanmar Language Only)
- 16:30 - 16:50 Break (Collecting question sheet)

Session 4: Q&A/Floor Discussion

- 16:50 - 17:50 Q&A/Floor Discussion
Moderated by KOMATSU Kenta, JICA Legal Advisor

Closing

- 17:50 - 18:00 Closing Remarks by Mr. OKUBO Akimitsu, Advisor, Law and Justice Team, Governance Group, JICA Headquarters

Expected Participants (Myanmar)

- ❖ Office of the Supreme Court of the Union
- ❖ Office of the President
- ❖ Union Attorney General's Office
- ❖ Ministry of Commerce
- ❖ Ministry of Electric Power
- ❖ Ministry of Energy
- ❖ Ministry of Foreign Affairs
- ❖ Ministry of Industry
- ❖ Ministry of Labour
- ❖ Ministry of Mines
- ❖ Ministry of National Planning and Economic Development
- ❖ Directorate of Investment and Company Administration
- ❖ Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry

～ 出張報告 ～

ベトナム刑法改正支援現地調査

国際協力部教官

川 西 一

1 はじめに

本職は、ベトナム社会主義共和国における刑法改正の実情について調査するとともに、刑法改正に関する協力関係についてベトナム側関係機関と協議すること等を目的として、2014年3月16日から同月22日までの日程（移動日を含む）でベトナム社会主義共和国へ出張し現地調査を実施したので、その概要を報告する。

2 出張の趣旨

法務総合研究所は、平成6年にベトナム司法省に対する国別研修を開始し、平成8年に国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構（JICA））が法整備支援プロジェクトを立ち上げた後は、同プロジェクトを主な舞台として同国に対する支援を継続してきた。

ベトナム司法省は、2012年ころから、刑法を全面改正し新たに刑法典とすべく起草作業に着手したが、現在進行中のベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）¹では、ベトナム司法省に対し、国家賠償法及び民事執行法等に関する支援を行っているものの、刑法は同プロジェクトの活動内容とはなっていないため、長期専門家による事実上の情報提供にとどまっていた。そのため、ベトナム司法省から、日本に対し、刑法改正に関する支援の要請²がなされていたところ、刑法改正はベトナムとの関係が深い我が国にとって、その影響が無視できないこと、刑法改正にも日本の知見が大いに参考になるとみられることなどから、法務省独自のベトナム刑法改正支

1 法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）（協力期間：2011年4月1日～2015年3月31日）は、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会をカウンターパート機関とし、中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえ、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化されることを目標として実施されている。

2 法務大臣の訪越時やベトナム副首相の訪日時等において、刑法改正について支援の要請がなされた。

援を実施することとし、その一環として、法務総合研究所において、日本においてベトナム改正刑法起草関係者を対象とした共同研究³を実施することが決定した。

そこで、同共同研究を実施するにあたり、ベトナム側関係機関と協議を行うとともに、改正作業を担当しているベトナム司法省の改正作業担当チームから、改正作業の現状及び改正点の優先事項等、刑法改正の現状をより正確に把握し、刑事司法制度及びその運用状況等についても広く調査するため、現地調査を実施するに至った。

3 調査結果

(1) 刑法改正に関する組織機構等

ベトナムにおいて、法律の改正作業は、所管する国家機関の責任によって行われ、刑法は司法省が所管している。今回改正を予定している刑法は、重要基本法令である上、全面的な改正が予定されていることから、その改正にあたっては、国会の下に法典起草委員会（Drafting Committee）を設けるとともに、その中に実務担当者による作業委員会（Drafting Group）を設け、実際の起草作業が行われる。

刑法は、多くの機関の所掌事項に関連することから、起草委員会には、最高人民裁判所、最高人民検察院の司法機関のほか、23の国家機関のうち16機関から23名（次官級）が参加している。起草委員会では、各機関の利害調整を図りながら、刑法改正の大きな方向性、政策的な面について議論することになる。また、起草委員会を補佐する機関として、その下に47名による作業委員会が置かれ、起草作業が行われる、また、作業委員会には、主に司法省職員からなる20名の常任委員が選任され、常任委員を中心に実際の起草作業が行われる。

司法省においては、刑事行政法局（CAD）が改正刑法起草作業の担当部局となっている。同局は、法規範文書の発行に関する規則を作成するなど、司法省において、法規範文書制定に重要な役割を有している。同局は、組織法室、刑事法室、行政法室の3つの室に別れ、全体で32名の職員が所属している。今回の刑法改正の中心となる刑事法室の職員（7～8名）は、すべて上記作業委員会メンバーとなっており、いずれの職員も、前回の刑法改正、最近の人身取引防止法など所管法令の起草に携わった経験を有しているとのことであった。作業委員会については、担当する章ごとにグループ分けが行われ、サブワーキンググループが作られる予定であるとのことであった。

また、これとは別に、司法大臣が選任した専門家委員会が設けられている。これは、

³ 2014年6月30日から同年7月4日の日程で、法務総合研究所国際協力部国際会議室において実施した。同共同研究の詳細については、次号以降において紹介する。

最高人民裁判所，最高人民検察院，ベトナム弁護士連合会，司法省から，既に退官した者を含めて経験豊富な専門家 12 名⁴を招集し，起草委員会へ提出される資料や報告書等について，その経験を生かした意見を具申するものである。

起草委員会については，調査時までには，キックオフ的色彩のものが 3 回⁵実施されたのみであるが，起草活動の本格化により，開催の頻度は増えるとのことであった。また，作業委員会については，その必要性に応じて機動的に開催されており，これまでも起草委員会開催に先立って意見調整のための実務担当者の協議が行われてきたが，起草作業が進展すれば，随時開催されるものと思われた。

(2) 改正手続とスケジュール

2012 年 9 月に策定された改正手続とスケジュールは，2012 年中に，起草委員会の設置，刑法施行状況に関する調査，刑法改正の方向性に関する文書のとりまとめと起草委員会による採択等を行い，2013 年中に，現行刑法に関する国家レベルの会議における総括，草案作成のための調査活動，草案の作成と起草委員会によるコメントと修正，草案に関する意見聴取を行うというものであるが，調査の時点においては，未だ草案作成に着手できていなかった。そして，2014 年中に，各機関からの意見を踏まえて，草案に対する起草委員会によるコメントと修正を行い，まず，刑法改正に関する概要を政府へ提出した後，さらに，草案の修正を行い，2015 年に，改正概要を国会へ提出して，更に草案の修正を行うというものであった。

上記改正手続及びスケジュールは，2012 年に策定されたものであるが，既に遅れが出ており，調査実施時の進捗状況については，現行刑法に関する国家レベルの会議における総括までしか完了していないとのことであった。その他，ドイツ法の調査や，刑法改正に関するセミナー，会議の開催など，既に実施した項目もあるとのことであったが，当初計画と見比べれば約 1 年の遅れが出ていると思われた。

改正概要の完成と政府への提出については，その期限が 3 か月遅れの 2014 年 12 月に変更されているとのことであるが，それは必ず達成しなければならないとのことであり，パブリックコメントの手続などを勘案すると，第 1 次草案は，本年 7 月に起草委員会から司法省に提出され，8 月にインターネット上で公開してパブリックコメントに付し，遅くとも 8，9 月に完成させたいとのことであった。

その後，2015 年以降については当初計画どおりの実施を考えているとのことであり，

4 この専門家委員会には，元司法省次官，元同省刑事行政法局長などがいる。

5 1 回目は，2012 年半ばに，起草委員会の規定，任務，計画を協議。2 回目は，同年末ころに，現行刑法に関する総括・評価，改正に方向性について協議。3 回目は，現行刑法総括の全国会議での報告事項に関する意見聴取，をそれぞれ行ったとのことである。

2015年1月、2月に国会常務委員会に提出し、コメントを受けた修正をした後、2015年5月に1回目の国会提出を行い、10月の国会で成立させたいとのことであった。

なお、司法省は、憲法改正に伴う法律改正が多数あることから、2015年の国会については、5月、10月だけではなく、8月にも臨時に開催することを提案しているとのことであった。

(3) 刑法改正の要因及び現行刑法の問題点

今回の刑法改正の主な要因としては、次の4点があげられる。

- ① 2013年11月に可決された改正憲法において、人権保障が強化されたことに伴い、刑法における人権保障について見直す必要が生じたこと（罪刑の均衡、刑罰の種類等）。
- ② 市場経済の進展に伴い、未だ計画経済の影響が強い時期に制定された現行刑法では、社会の発展に伴う新たな犯罪類型(証券犯罪等経済事犯、労働事犯、インターネット等を使用した犯罪等)への対処が困難となっていること。
- ③ ベトナムが批准した国際条約に関する国内法整備、国際犯罪への対応が必要となっていること。
- ④ ベトナムにおいて推進されている司法改革において、刑事法の整備が挙げられており、人権への配慮などが求められていること。

現行刑法の問題点については、本年3月15日に実施された刑法改正後13年⁶を総括した評価会議(政府主催、司法省、公安省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会、法律家協会等が参加)において、各機関から現行刑法の問題点のみならず改正の方向性等についても様々な意見が寄せられた。その会議においては、現行刑法の構成要件が不明確であること、刑事責任が免除される場合が限定的であること、少年犯罪の凶悪化等に伴う少年犯罪に対する認識の変化など、現行刑法における様々な形式的、実質的な問題点が提起され、その改正についての意見も出されたとのことであった。

(4) 改正の方向性

刑法改正の方針については、司法省によりとりまとめられた後、本年3月20日に政府主催の会議により審議され、司法省提案のとおり、下記のと通りの刑法改正の基本方針が決定された。

刑法改正の基本方針は、次の6つの項目から構成されている。

⁶ 刑法は1985年に制定、その後、1999年に新刑法が制定され、2009年に一部改正が行われた。

- ① 市場経済の保護・発展のため、市場経済における犯罪を適切に処罰し、平等かつ安心した市場経済活動への参加の保障（反独占，不当競争防止等）。
- ② 憲法改正に伴う人権保障の強化（死刑の減少，懲役刑の上限の短縮等）。
- ③ 犯罪防止及び刑罰による抑止効果の強化（特別刑法の創設及び法人処罰規定の創設等）。
- ④ 汚職問題に対する適切な対処（外国人による贈収賄，違法な利益の剥奪等）。
- ⑤ 国際条約に関する国内法整備（汚職防止条約，組織犯罪防止条約等）。
- ⑥ 刑法規定の技術的問題の克服（明確性の徹底，理解を容易にする，実態にあったものとする等）。

ベトナム司法省は，上記の方針に基づき，刑の厳罰化傾向の抑制（自由を拘束しない刑の検討等），少年犯罪に対する厳罰化，刑事責任能力免除の範囲の明確化，刑法以外に特別法の規定を設けること（刑罰を刑法のみに記載するか，特別法にも記載するか）についての検討も行うとのことであった。

4 各機関等との協議結果

(1) 司法省リエン次官（当時⁷⁾への表敬

リエン次官は，司法省における日本の法整備支援の担当次官であり，現在のJICAプロジェクトについても非常に好意的な評価をし，積極的な協力体制を築いてくれている人物である。



リエン次官からは，これまでの日本による法整備支援について改めて高い評価と謝意が述べられ，特に民法の起草支援について高い評価が寄せられた。これまで日本による公法分野の支援は少なかったところ，日本の法務省が，ベトナム側の支援要請に応え，新たに刑法改正支援に乗り出したことについて，高い評価と謝意が述べられるとともに，刑法においても民法と同様に，制定後における調査など長いスパンでの支援が行われることへの期待が示された。本職から，共同研究の計画について説明したところ，刑法分野での最初の支援活動として謝意が示され，今後ベトナムにおいて開催される刑法改正に関するセミナーへの日本人専門家の派遣の協力を要請された。

7 リエン次官は，本年5月に退官したが，刑法改正に関しては，引き続き起草委員会メンバーとして活動している。

(2) 司法省国際協力局 (ICD) (オアイン局長ほか)

オアイン局長からは、日本による刑法支援について期待が示されるとともに、日本によるインプットはベトナムにおいては政治的色彩がない、科学的な知識として大きな価値をもって受け止められるとの話があった。また、今後ベトナムで行われる刑事法に関するセミナーへの日本人専門家の参加、日本側によるベトナム刑法の研究に対する期待が示された。また、刑法分野における他ドナーの支援としては、UNDP、UNODC、ドイツなどが関心を示しているが、刑法の一部分のみをテーマとするため、体系的に欠ける点があるとの情報提供があった。

(3) 司法省刑事行政法局 (トア局長ほか)

前記4のとおり刑法改正に関する現状等について聴取したほか、日本における共同研究において取り上げるテーマについて協議し、①特別刑法、②仮釈放制度、③少年犯罪への対応、④サイバー犯罪への対応の4点について、共同研究会のテーマとして取り上げることで合意した。

(4) 最高人民裁判所 (クオン国際協力局長)

最高人民裁判所からは、刑法改正への体制として、副長官、中央刑事裁判所長官を起草委員会に、最高人民裁判所及び中央軍事裁判所の職員を、作業委員会に派遣しているとのことであった。

刑法の改正については、新たな犯罪類型については特別刑法により対処すること、法人を犯罪主体に加えること、死刑の対象罪名を少なくすることを検討しており、これらは、憲法改正による人権保障の強化が影響しているとのことであった。特に、最高人民裁判所としては、現行刑法の刑罰の一つである戒告⁸については、何らの実効性がないことから廃止を検討すべきという意見があることも紹介された。最後に、本職から、中国のように裁判所において事前に詳細な司法解釈を制定する予定の有無を尋ねたところ、ベトナムではそのような予定はないとのことであった。

(5) 最高人民検察院 (トゥエン検察理論研究所刑事検察部長ほか3名)

最高人民検察院も、現行刑法の総括会議において、現行刑法の問題点について報告をしたとのことであり、そこで指摘した問題点について詳細な説明があった。問題点としては、共犯規定が不十分であること、刑事責任免除規定が不明確であること、刑罰の内容が不適切であること、犯罪の構成要件が不明確であり、罪刑が不均衡となっていることなどであげ、最高人民検察院としては、刑法改正にあたり、規定の明確化、

⁸ 戒告は、死刑、懲役刑、罰金等と並ぶ主刑の一つである(ベトナム刑法28条1項)。戒告は、刑罰免除を正当化するほどではないが、情状酌量するひとつのある重大でない犯罪の行為者に適用される(同法29条)。

刑罰、刑事責任免除規定の見直しなどについて、提案を行ったとのことであった。また、現行刑法が不十分な点に関しては、通達を発して問題解決を図ることもあるが、通達は公安省など他の官庁との合意がなければできないため、意見統一が図れずなかなか通達を発することもできないとのことであった。

(6) ハノイ法科大学（刑法学者グループ）

現地に到着してからのアレンジにもかかわらず、刑事法教科長の教授のほか実習中の教員を含め、8名の教員に参加していただいた。ベトナムには、日本における学会のような大学横断的な組織はなく、各大学において研究が行われており、ハノイ法科大学では、国家レベルの研究プロジェクト、司法省レベルの研究プロジェクト、外国との共同研究、ハノイ大学独自の研究が行われている。司法省レベルの研究プロジェクトは、刑法改正に資するために行われ、法人の刑事責任、刑法外の犯罪と刑罰、用語の比較という3つのテーマがあるとのことであった。

(7) 西村あさひ法律事務所ハノイ事務所（武藤司郎弁護士）

初代のベトナム長期専門家であり、現在、日本の大手法律事務所のハノイ事務所においてビジネスロイヤーとして活動されている武藤弁護士から、刑法改正への支援、ベトナム刑法に関する情報について聴取した。

現在、日本企業の汚職防止に関するルール作りのため、ベトナムの贈収賄罪を研究することがあるが、刑法を見ても、賄賂の定義すらなく、構成要件が不明確なものが多く、裁判官などの裁量が非常に大きいのが問題であるとのことであった。

刑法支援を行うと悪い面も日本のせいにされるといいう指摘もあるが、人権面で進んでいる日本からのアドバイスが取り入れられることは非常に有益あり、そのような問題こそ、民間レベルではなく政府レベルの支援の方が効果的であるとの御意見を頂いた。

5 おわりに

ベトナムに対する法整備支援は約20年の歴史があり、これまで様々な活動が行われてきた。そのため、ベトナム法に対するあらゆる法情報が蓄積されていると思われるが、公法とくに刑事法分野については、これまでの支援・協力関係は非常に限定的であり、その情報も民商事法分野に比べれば限定的なものであったと思われる。

今回、本職は、法務省独自によるベトナム刑法改正支援の検討のため、ベトナムに赴き、ベトナム刑法に関する情報を収集する機会を得ることができた。本職のベトナム出張中には、ベトナム国家主席が訪日し、法整備支援に関して謝意を述べ、安倍首相が引き続き支援を実施していく旨表明するなど、ベトナムに対する法整備支援は、

今後も両国を結ぶ重要なツールであると思われる。このように、日本にとって重要なパートナーとなっているベトナムについて、ベトナム国民のみならず、当地で活動する日本人の生活に大きな影響を及ぼす刑法に関する情報を収集することは大きな意義があると思われる。また、図らずも本職らの出張直前あるいは出張中に、現行刑法に関する国家レベルでの総括会議が開催され、現行刑法の問題点についてとりまとめられ、それを踏まえて、刑法改正の方向性が決定され、それらの最新動向をすぐに入手できたことは、刑法改正支援を検討する上で非常に有益であった。

ベトナム刑法については、これまでの日本の民法改正支援などを踏まえて、特に日本に対する真摯かつ強い支援の要請があった上、2015年の成立に向けて日程的に切迫していることから、改めて強い支援の要請が寄せられた。上記のとおり、法整備支援において、いわば特別な関係を有するベトナムについて、法務省が独自に刑法改正支援を実施したのは適切な方向と思われる。本年6月には、リエン前次官を団長とするベトナム刑法改正における重要人物が参加し、最高検察庁、法務省刑事局等の協力により日越司法制度共同研究を実施することができ、ベトナム側からも高い評価を得ることができた。同共同研究では、有意義な講義や意見交換が行われたが、その詳細については、次号以降で改めて紹介することとしたい。

以 上

～ 外国法令紹介 ～

カンボジアの不動産登記について

JICA 国際協力専門員・弁護士

磯井 美葉

(本稿は、筆者が2009年1月から2014年3月までの間、JICAカンボジア法制度整備プロジェクト及び民法・民事訴訟法普及プロジェクトに、専門家及び国際協力専門員として関わった中で得た情報をまとめたものです。法令の内容は、クメール語の正式版ではなく、非公式の英訳、和訳に基づいており、その他出典のない情報は、業務を通じて見聞きしたことに基づいているため、正確性を保証するものではないことをご了承ください。本稿の内容に関する一切の責任は筆者にあります。お気づきの点がありましたら、Isoi.Miha@jica.go.jp までご指摘頂けますと幸甚です。また、これらの情報を得るにあたり、ご協力下さった、他の JICA 専門家及びカンボジアの関係機関の方々に感謝致します。)

本稿の内容

1. 土地所有権の確定について
2. 登記簿について
3. その他の物権及びその登記簿について
4. 所有権確定後の登記 (Subsequent Registration について)
5. 共有登記について
6. 担保権の登記について
7. 登記情報へのアクセスについて
8. 区分所有建物について

1. 土地所有権の確定について

内戦で不動産の権利に関する書類はすべて廃棄され、また、強制移住などによって過去の所有占有関係もすべて不明となったため、1979年以前の権利は無効とされた¹。

1989年の家屋所有権省令、1992年土地法(当時は農業省管轄)等に基づき登記プロ

¹ Sub-Decree on the Granting of House Ownership to the Citizens of Kampuchea (April 22, 1989) 1条

セスを開始し、「不動産占有権証明書」等²を発行するようになった。

その後、2001年土地法（国土管理都市計画建設省管轄³）により、2001年までに5年間以上平穩公然に占有した人に対して、Systematic Registration⁴の手續にしたがい、所有権を認定する手續が始まった。

これらのプロセスは、LMAP（Land Management and Administration Project, 2002年3月28日から2007年12月31日まで、その後2009年12月31日まで延長）及びその後継案件である LASSP（Land Administration Sub Sector Program, 2010～2013）などにより、ADB, WB, フィンランド, GIZ 等のドナーの支援のもと、続けられてきた。

- ① Systematic Registration：一定区画を指定（Adjudicate）して、航空写真等も用いて土地の境界を確定し、占有状況や隣地占有者との関係等も聞き取りをして、30日間の公示を経たうえで土地登記簿（Land Registry Book）に所有権登記を行い、所有権権利証（Ownership Title）を発行する⁵。
- ② Sporadic Registration⁶：90年代に行われていた申請ベースの登記プロセスを承継するもの。上記の区画指定の対象になっていない土地につき、所有者／占有者の申請に基づいて、「不動産登記簿」（Immovable Property Registration Book）に権利を登記し、「所有権権利証」または「不動産占有権証明書」（Title of possession of immovable）⁷を発行する（Sporadic Registration に関する省令 No.48 18条）。

隣地の占有者との確認や、30日間以上の公示等によってそれなりに確実と思われる権利を確認している（Sporadic Registration に関する省令 No.48 13条）が、後日、区画指定による Systematic Registration が行われたときは、覆る可能性がある（Systematic Registration が優先する）とされる（2001年土地法 40条）。

なお、Systematic Registration が行われた場合、当該区域の土地の Sporadic

² 注1の省令によりプノンペンで発行されていた家屋権利証（Ownership title on house）、州レベルで発行されていた「土地占有使用権証明書」（Title of possession and use of land）、または中央レベルで発行されていた「不動産占有権証明書」（Title of possession of immovable）等。

³ 1999年6月設置された（Law on the Establishment of the Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction（June 23,1999））。

⁴ Sub decree on the Procedures to Establish Cadastral Index Map and Land Register（No. 46ANK.BK/May 31, 2002）, それ以前は Anukret on the Procedure of Establishing of Cadastral Index Map and Land Register（March 22, 2000）。

⁵ 注4に同じ。

⁶ Sub Decree on Sporadic Land Registration（No 48ANK.BK/May 31, 2002）。なお、Systematic Registration の中で登記手續の行われなかった土地につき、後日補完的な登記が行われる場合に、その登記も Sporadic Registration と呼ばれる。この場合、登記は Land Registry Book に行われ、Ownership Title が発行される。

⁷ ただし、Systematic Registration との関係から、ほとんどの場合は不動産占有権証明書が発行されてきたようである。

Registration による登記簿は閉鎖され、不動産占有権証明書等は回収される。

国土省の発表によれば、2014年3月末時点において、登記が完了した土地はおよそ以下のとおりである。

Systematic Registration	約 2,300,000	parcels
Directive01 ⁸ による登記	約 500,000	parcels
Sporadic Registration	約 600,000	parcels
	合計 約340万	parcels

上記の数字により、人口ベース（約1400万人）で、およそ32パーセントが登記済みの土地に住んでいるとの報告がある⁹。

現在の国土省の作業目標は、2015年には57%から65%、2018年に70%の登記を終えることである¹⁰。

2. 登記簿について

(1) 土地の登記簿について

カンボジアでは、建物は原則として独立の不動産としては認定されず、土地の構成部分とされる（民法122条）。

このため、登記簿及び権利証も、原則としてすべて土地の Parcel を基準に作成されている。その意味では、物的編成主義である。

ただし、1989年から2001年までの間に、プノンペン市内では、建物の占有をもとに、建物について登記簿が作成された地域がある¹¹。これらについては、土地の登記簿は作成されず、建物の登記がこれに代わることとなっている。

また、後述する区分所有建物については、別途登記の方法がある。

Sporadic Registration については、手書きにより、1ページに2筆ずつ記載する不動産登記簿（Immovable Property Registration Book）がある（写真1）。

Systematic Registration については、所有権確定の際にコンピュータデータベースが作成されるが、正式の登記簿とされるのは、それをプリントアウトして綴じこんだ土地登記簿（Land Registry Book）であるというのが国土省の説明である。また、所有権確定後の変更登記は、コンピュータデータベースに入力するとともに、手書きで登記

⁸ 2013年7月の国会総選挙を控え、2012年から、Directive01 と呼ばれる首相命令により、学生ボランティア等を活用して所有権権利証の発行手続を進めた。

⁹ ドナー関係者からの聞き取り。

¹⁰ 2013年8月23日国土省より聞き取り。

¹¹ Sub-Decree on the Granting of House Ownership to the Citizens of Kampuchea (April 22, 1989) によるものか。

簿に書き込む方法を取っている。

登記を行う国土省の地籍局 (Cadastral Office) には、中央、州、コミューンの3レベルがあり、それぞれ管轄地域の登記簿及びコンピュータデータベースを備えている。

登記事項に変更があった場合、まず登記簿の書き換えを行うのは州レベルである。まずは州レベルの登記簿を作成もしくは変更し、中央レベルとコミューンレベルにデータを送付して、新しいデータを書き写す。このことから、州レベルの登記簿が原本とすることができ、もし州レベルと他のレベルの登記簿の記載に齟齬があれば、州レベルの記載内容が優先することになる。

これらの各地籍局のコンピュータデータベースはネットワークでは接続されていない。上記の3レベルのデータのアップデートは、CD等の媒体や紙を送ることによって行われている。また、他州または他のディストリクトのデータについて他の地域で確認することはできない。

(2) 権利証について

Systematic Registration 及び Sporadic Registration いずれの手續においても、登記簿の記載とほぼ同内容を記載した証明書(権利証または不動産占有権証明書)が発行され、当事者に交付される。

Systematic Registration 及び Sporadic Registration により発行された権利証または占有権証明書等は、実務上ハードタイトルと呼ばれる。

これに対して、ソフトタイトルと呼ばれるものも流通している。これには、登記手續の前提としてコミューンチーフが占有状態を証明した書類、Sporadic Registration の「受理書」など、いくつかの種類があるようである。

地籍局に登録されていない土地について、これらのソフトタイトルを相手に交付することによって、担保を設定したり、所有権を移転したりする慣行があるようだが、複数の人が同じ土地について権利を主張する等、不安定、不確実なものであり、紛争の原因ともなっている。

所有権が認定され、登記がされた後に所有権移転等によって変更登記を行う際は、登記簿の記載を変更するとともに、旧所有者が手元に保有する権利証等を地籍局に提出し、権利証等にも登記簿と同様に変更の記載をすることになっている¹²。

¹² Circular on Subsequent Registration (No: 01 DNS/AKTD/SRNN, May 28, 2004)。ただし、所有権移転登記における扱いについては明記されていない。

3. その他の物権及びその登記簿について

(1) 用益物権

カンボジア民法は、用益物権に関しては、2001年土地法の規定¹³を原則として踏襲し、用益物権として、永借権、用益権、使用権及び居住権、地役権を定める。

なお、永借権 (Perpetual Lease) は、2001年土地法の長期賃借権 (Long-term Lease) を引き継いでいるが、長期賃借権では期間は15年以上であれば上限はなく、無期限のものも認められていた (2001年土地法106条) ところ、永借権は期間15年以上50年以下とされる (民法247条1項)。また、前述のとおり、カンボジアでは建物は原則として独立の不動産としては認められず、建物は土地の構成部分とされる (民法122条) が、他人の土地に対する権利の行使として権利者が土地の上に建築した建物、その他の工作物は、土地ではなく、他人の土地に対する権利 (たとえば永借権であれば永借権) の構成部分とみなされる (民法123条, 124条)。借地人の建物買取請求権のようなものは現行法では認められていない。

これらの用益物権のうち、登記を第三者対抗要件とする永借権、用益権、地役権については、永借権登記簿、用益権登記簿、地役権登記簿を作成することとなっている。ただし、まだこれらの権利の設定の実例がないため、これらの登記簿が存在しない地籍局もある。なお、民法適用開始以前には、永借権登記簿の代わりに長期賃借権登記簿が作成されていた。

これらの権利が設定された場合、土地登記簿または不動産登記簿の負担欄にこれらの権利が設定された旨の記載を入れるとともに、それぞれの権利に関する登記簿に、権利の詳細が記載される。

(2) 担保物権

不動産上の担保物権に関しては、カンボジア民法上、先取特権、質権、抵当権及び根抵当権が認められている。これらの担保物権については、独立した登記簿は作成されず、所有権について登記した土地登記簿もしくは不動産登記簿、あるいは永借権等の用益物権の登記簿の負担欄に、担保権の存在とその内容が記載される。

(3) 区分所有建物

また、区分所有建物については、詳細は後述するが、敷地の土地登記簿に代わる、区分所有建物登記簿が作成される。

¹³ 2001年土地法には、所有権、用益物権、担保物権に関する実体法的規定も多く含まれていたが、そのほとんどは民法が規定することになり、土地法の規定は民法適用法80条により多くが廃止された。

4. 所有権確定後の登記（Subsequent Registration）について

民事訴訟法は2007年6月、民法及び民法適用法は2011年12月に適用を開始したが、これらの実施のため、民事訴訟法関連の不動産登記共同省令（No.59 PK.LMUPC/11、司法省及び国土省の共同省令）が2011年5月¹⁴に、民法関連の不動産登記共同省令（No.30 MOJ,MOL,PK/13）が2013年1月¹⁵に発令された。

(1) 民事訴訟法関連の不動産登記共同省令について

民事訴訟法関連の不動産登記共同省令では、民事訴訟法中の執行及び保全に関する規定（民事訴訟法第6編、第7編）に基づき、不動産に対する差押えや保全の登記の規定を設けた¹⁶。

同省令の発令前は、不動産執行の申立てがあつた場合には、裁判所から地籍局に通知があり、手続終了まで新規の登記を事実上停止するという扱いがとられていた。

なお、同省令の起草過程で、保全登記や差押え登記が行われた後、新しい登記を受け付けるべきか否か、差押えの処分禁止効を絶対的なものととらえるか相対的なものととらえるかが議論となった。民事訴訟法は相対効の考え方に立っており、515条1項但書、519条但書等、差押え後の新たな登記を前提とした規定も存在するが、カンボジア側は、当初、これまでの扱い等に基づき、絶対効的な扱いを求める意見が強かった。

このため、2010年7月の国土省及び司法省の協議の結果、折衷的に、「差押え、仮差押え、仮処分の効力を、相対的なものとしつつ、カンボジアの現状に鑑み、管轄登記所は、裁判所からの囑託によるものを除き、これらに後れる登記申請を不受理とする立場を採用する。」との合意書が作成された。

しかし、これらの合意書の内容はその後国土省内、裁判所及び一般にはあまり普及しておらず、最近では、国土省の本省内では、本来の民事訴訟法の考え方とおおり、相対効に基づいて取り扱うべきだという意見が強くなっていると聞いている。

また、民事訴訟法417条により認められる未登記不動産の登記について、地籍局での具体的な扱いが定まっておらず、問題となっていたことから、現在、未登記土地の執行保全登記に関する共同省令案（国土省及び司法省）が準備されている。

(2) 民法関連の不動産登記共同省令について

民法関連の不動産登記共同省令では、民法に基づく各種の物権の設定や移転、変更等に関する登記について具体的に定める。これらのうち、共有、担保物権等、特に留

¹⁴ 適用開始は発令6か月後の2011年11月。

¹⁵ 担保権に関する規定は発令とともに適用開始、それ以外の規定は6か月後の2013年7月に適用開始とされた。

¹⁶ なお、不動産執行における差押えの登記につき、裁判官から、「以前は6か月以上かかっていたが、最近では2か月でできた例がある」との報告を聞いたことがある。

意すべき点は後述する。

ほかに、登記の総則に関する規定もおいている。これにより、新たに不動産登記簿には登記番号を付けることとし、また、登記を申請の順序に従って受け付けることも明確にした（同省令7条）。主登記と付記登記についても定めた（同省令8条2項、79条）。

また、原則として登記権利者と登記義務者の共同申請によることを定めている（同省令10条）。

(3) 対抗要件，効力要件と公正証書

カンボジアの民法上，不動産登記は原則として物権変動の対抗要件とされる（民法134条）。

他方，合意による不動産所有権の移転については，登記をしなければ効力を生じないものとされ（民法135条），登記が効力要件となっている。これは，土地法及び土地登記制度構築を支援していた ADB 等のドナーから，民法起草当時，登記を効力要件とするべきとの意見が出たため，協議によって折衷的に入れられた規定である。

民法336条2項により，「当事者の一方が不動産の所有権を譲渡し，又はこれを取得する義務を負う契約」は，公正証書を作成した場合にのみ有効となる。

抵当権の設定については，設定契約そのものは，債権者と設定者の合意によって生ずるが（民法844条），設定者以外の第三者に対抗するためには，設定契約が公正証書によってなされ，土地登記簿に登記されなければならない（民法845条）。転抵当，抵当権の譲渡または放棄，抵当権の順位の譲渡・放棄及び変更などの抵当権の処分については，公正証書によって行い，付記登記をしなければ，効力を生じない（民法862条1項）。

これらは不動産先取特権（民法815条），不動産質権（民法839条）にも準用される。

このように，多くの土地の取引について，公正証書が要求されているが，公証人法が成立しておらず，公証人の少ない¹⁷カンボジアの現状に鑑み，民法適用法では暫定的な措置を採用しており，「権限官署が登記手続のために作成した書面」を公正証書に含めている（民法適用法9条1項，2項）¹⁸。

この「権限官署が登記手続のために作成した書面」とは，土地登記におけるコミュ

¹⁷ 2014年3月現在，実働の公証人は3名である。2012年5月に司法省令72号により各州の担当公証人として41名が任命されたが，プノンペン在住の司法省職員などが中心であり，実際にはあまり機能していないものと思われる。なお，王立司法官養成校下の公証人学校では，2014年1月から，15名の第1期公証人学生を養成中である。

¹⁸ 民法適用法9条2項では，本来の公正証書を含まない書き方に読めるが，現在のカンボジアの実務では，本来の公正証書と権限官署作成文書の両方を公正証書として扱っている。

ーン、サンカットの管理組織の役割と責任に関する共同省令（国土省及び内務省の共同省令，2005年7月6日）に基づき，コミューンまたはディストリクトの長が，不動産の売買契約書，担保権設定契約書等につき，当事者と該当不動産の特定につき¹⁹認証した書面である²⁰。

(4) その他の問題点

カンボジアでは，所有権が認定された後，移転・変更について登記申請が行われる例が少ないという問題がある²¹。

この背景には，国民が登記手続の意義を知らない，不動産取引には権利証の交付で足りると考えている，公式・非公式の手数料や税金が高いなどの理由により登記手続を含む役所の手続を嫌う傾向があることなどがある。

5. 共有登記について

(1) 夫婦財産と通常の共有

カンボジアでは，夫婦財産制として，共同財産制が採用されており，土地所有権の認定プロセスでも，既婚者の財産は原則として夫婦の共有財産として登記されている。

夫婦の共有財産（Common Property）では，他方の同意なくして自己の持分を処分できない（民法 976 条）等，通常の共有とは異なる性質があり，不動産登記簿上も，所有者名の下に「夫婦財産」との表示がされる。

これに対して，単独所有の場合は，所有者名の下に，「独身者」または「〇〇の配偶者」（既婚だが当該財産は夫婦財産ではない場合）との表示が，通常の共有（Undivided Ownership）の場合は「共有」との表示がされる。

(2) 共有の登記について

通常の共有の場合，これまでは，登記簿の記載欄が小さいことを理由に，代表者1名の名前のみ登記されていた。また，持分割合の登記も行われていなかった。これらの情報は，相続や売買の詳細を記載した添付書類を閲覧することによって確認するものとされていた。

しかし，これでは持分の処分があった場合等に公示方法として十分でないため，民

¹⁹ 同省令 9 条。

²⁰ カンボジアでは，民事訴訟法上，不動産担保権の実行にも「執行名義」及び執行文付与が要求されるが，確定判決，通常の公正証書と異なり，この「権限官署作成書面」については，これが執行名義となり得るか，またその場合の執行文付与権限者がはっきりしていなかった。この問題を解決するため，現在，司法省と国土省において，共同省令を起草中である。

²¹ コンポンチャム州のスポット調査で，55 件の取引（所有権移転）中，移転登記申請が行われたのはたった 3 件であったという報告がある（"Access to Land Title in Cambodia", The NGO Forum on Cambodia, 2012 年 11 月）。

法関連の不動産登記共同省令によって、共有者はすべて登記することとし、人数が3名以上の場合は、1名のみを記載するとともに共有の表示をし、他の共有者については共同人名票を作成する方法によって登記するものとした（民法関連の不動産登記共同省令80条、81条）。

持分割合も登記されることとなった²²。

6. 担保権の登記について

カンボジア民法では、不動産につき、先取特権、質権、抵当権が認められている。

抵当権は徐々に利用され始めているほか、カンボジアでは、土地の占有を移す質権の利用も一定割合あるようである。

これらの担保権の登記については、民法関連の不動産登記共同省令で定めている。なお、従前の扱いから変更した主な点として、債権額や利息・損害金の定めを登記事項とした点がある。これらを登記事項とすることにつき、利用者から反発が出ているが、セミナー等の機会に、理由を説明して普及しているところである²³。

また、根抵当権については、カンボジアにとっては新しい概念であり、登記官等からわかりにくいという意見が出ている。

2001年土地法の実体法的な規定では、抵当権、質権（anticrese）のほか、gageによる担保が定められており、最も広く利用されていたのはgageである。gageは、登記をするとともに権利証を債権者に差し入れる方法による担保で、後順位担保が設定できない²⁴などのデメリットがあると考えられたため、民法ではこれを廃止し、民法適用法によって、従前のgageは抵当権とみなすものとした（民法適用法55条）。この際、従前のgageとして債権者に差し入れられていた権利証は債務者に返還すべきとされた（民法適用法55条3項²⁵）が、これに対して金融機関の反発が生じている。

金融機関の反発の背景には、カンボジアでは、登記がスムーズに行われず、登記制

²² それまでの実務慣行ではパーセンテージが広く用いられていたが、3分の1の持分の表記などで支障を生ずるため、分数による登記を勧めているところである。

²³ 反発の背景には、債権額等が、登記簿と同じように手元の権利証にも記載されることがあるものと思われる。従前の扱いでは、債権額などは登記簿や権利証には記載されていなかったが、地籍局が登記申請の際に提出された契約書等を保管しており、それらを閲覧することができたので、それで十分であったというのが金融機関側の意見である。

²⁴ ただし、金融機関は、従前の実務でも、債務者及び後順位の債権者から申請があり、先順位債権者が承諾すれば、権利証を一時返還して後順位の担保権を設定する扱いは認められていたと主張する。

²⁵ この規定を入れるにあたり、国土省から、債権者側の反発が見込まれるため、55条3項は削除してほしいとの要請が強くあり、日本側作業部会委員もこれに同意したが、最終的にカンボジアの国会を通過したクメール語の民法適用法では55条3項が残っていた。

度への信頼が高くないこと、場合によっては調査その他に多額の費用と時間がかかったりする点があるものと思われる。

なお、債権者の手元にも何らかの書類が保管できるようにするため、民法関連の不動産登記共同省令では、担保物権を証明する権利証類似の証明書を発行することとしている（同省令 140 条）。

また、そもそも占有権または所有権の登記がされている土地は全体の半分に満たず、登記のない土地には、登記を前提とする担保権は利用できないことになるが、前述のソフトタイトルを移転する方式の事実上の担保権設定も行われているようである。

7. 登記情報へのアクセスについて

登記された情報は、国土省の説明でも従前から誰でもアクセスできることになっており、民法関連の不動産登記共同省令 138 条、139 条でも、閲覧及び記載事項証明書の請求ができることとなっているが、実際上は権利証を持参して利害関係を証明するなどしないと閲覧できないとの報告がある。

また、証明書は、民法関連の不動産登記共同省令 139 条では、申請から 3 日以内に発行されることになっているが、現状では相当時間がかかることも少なくないようである。

8. 区分所有建物について

区分所有建物については、別途、区分建物の管理及び使用に関するサブデクリー（Sub-decree No. 126 on Management and Use of Co-owned Buildings, August 12, 2009）及び外国人に区分所有建物の所有を認める法律（Law on Providing Foreigners with Ownership Rights in Private Units of Co-owned Buildings, May 24, 2010）が発令されている。

区分所有建物を建てる際は、建築者の申請により、区分所有建物の登記簿を建物ごとに新しく作成する。区分所有建物の登記簿は各戸 1 ページ、200 ページで 1 冊の登記簿となり、当初は建築者の名義で所有権が登記され、分譲されると新しい所有者の名義が登記されるとともに、各戸の所有者に対し権利証が発行される。

敷地となる土地の土地登記簿をいったん閉じ、以後の土地については権利変動を受け付けないようにする。永借権等の借地権上の区分所有建物の場合も、これに類似し、土地登記簿の負担欄に永借権の存在を記載し、永借権登記簿に永借権の詳細を登記したうえで、それをいったん閉じ、区分所有建物の登記を起す形となる。

これらの登記簿の作成の申請は、区分所有建物を建築する場合の義務とされているが、必ずしも行われていない場合があり、プノンペン市内でも、権利証（ハードタイ

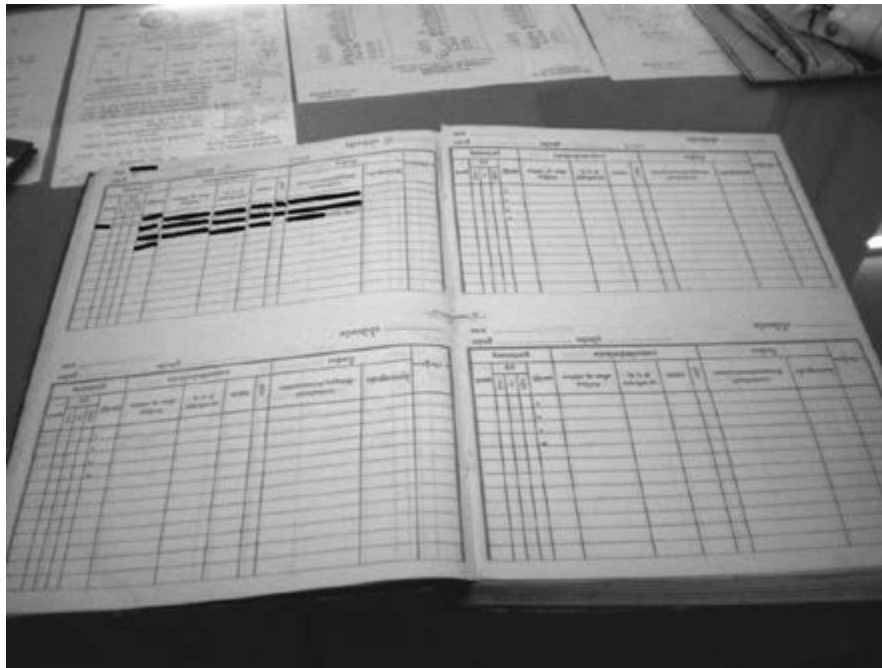
トル) のない condominium が売り出されている例があるようである。

カンボジアでは、区分所有建物のある敷地の土地所有権は、1階部分に付属すると考えられているようである。憲法上土地の所有が禁止されている外国人が、区分所有建物の1階部分を所有できないとされるのはこの理由によるようである。

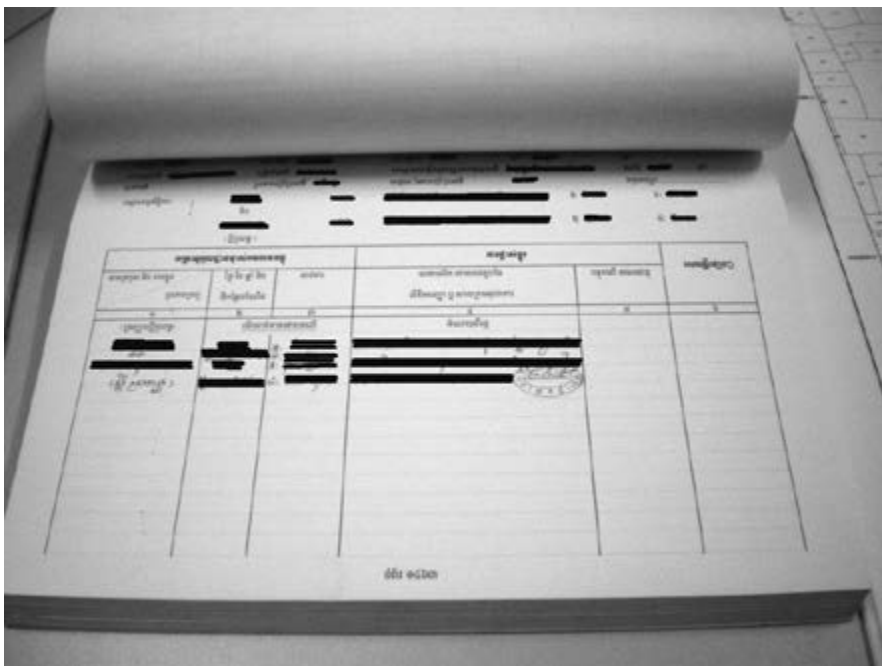
区分所有建物の2階部分以上の所有者が、建物の解体等の際に、土地に対して何らかの権利を有するかどうかは、解釈上不明である。

以上

参考【Sporadic Registration による不動産登記簿】



【Systematic Registration による土地登記簿】



～ 国際研修 ～

第 46 回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

須 田 大

第 1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2014 年 3 月 3 日（月）から同月 12 日（水）まで（移動日を含む。）、第 46 回ベトナム法整備支援研修（以下「本研修」という。）を実施した。研修員は、ベトナム司法省国際法律局グエン・カン・ゴック局長を団長とする 10 名であった（詳細は、別紙 1 を参照されたい。）。

第 2 本研修実施の背景

法務省は、1994 年から現在に至るまで、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトの枠組みの下、ベトナムに対する法制度整備支援を進めており、現在は、「法・司法制度改革支援プロジェクト・フェーズ 2」（以下「現行プロジェクト」という。）において、ベトナムにおける法の支配の実現に向け、司法機関の能力向上のための支援協力活動を行っている。

1995 年に制定されたベトナムの民法は、日本の支援を受けながら 2005 年に全面改正されたが（以下「現行ベトナム民法」という。）、ベトナムでは、市場経済化の進展や社会状況の変化に伴い発生した様々な問題に対処することを目的として、2016 年中に現行ベトナム民法を大規模に改正することを目指している。

現行ベトナム民法第 7 編「外国要素を含む民事関係」には、いわゆる国際私法分野の規定が置かれているが¹、規定内容が不明確なものや、国際私法の基本的な考え方や現代の潮流から離れた規定も存在するとの問題意識に基づき、同編も大規模な改正が必要な 1 分野として、ベトナム司法省国際法律局が中心となり改正草案起草作業が進められてきた。

我が国では、近時、2006 年に「法の適用に関する通則法」を制定し、2011 年の民事訴訟法改正では国際裁判管轄の規定を設けるなど国際私法分野における法改正を経験しているところ、今般、ベトナム側から、国際私法分野の改正草案起草に資する情報

¹ 現行ベトナム民法の内容については、当部ホームページ掲載の同法仮和訳を参照されたい（<http://www.moj.go.jp/content/000111329.pdf>）。

提供と同分野改正の起草担当者を中心とするベトナム司法省職員等に対する研修実施の要望が寄せられた。我が国が上記法改正の経験で得た知見等をベトナムに提供することは同国の要望に応えることになるとともに、現行プロジェクトの支援成果を発展させることにもつながることから、本研修を実施したものである。

第3 本研修の概要

本研修実施に当たっては、事前に現行プロジェクトの長期専門家、JICA、国際私法分野の改正草案起草を担当しているベトナム司法省国際法律局関係者及び当部担当者との間で綿密な協議を行い、本研修では、国際私法を専門とする大学教授、「法の適用に関する通則法」等の立法担当者及び国際私法分野の実務に詳しい弁護士による講義や意見交換、東京家庭裁判所の見学や同裁判所裁判官との意見交換を実施するほか、ベトナム側参加者による国際私法分野改正の方向性に関する報告を実施することとした。

これらのプログラムを通じて、ベトナム側参加者の国際私法分野に関する知見が深まり、改正法案起草に資する情報がベトナム側参加者に提供されると同時に、日本側関係者もベトナムにおける改正動向を把握して今後の支援協力活動に役立つ情報を得ることを目指した。

なお、本研修には、前記研修員10名に加え、ベトナム現地から現行プロジェクトの長期専門家（当時）木本真理子弁護士²も帯同し、全日程に参加した。

第4 研修内容

本研修日程の詳細については、別紙2のとおりであるが、以下、実施したプログラムのうちのいくつかを紹介する。

1 ベトナム側発表

研修初日である3月4日（火）午後には、研修員を代表して本研修の団長であるグエン・カン・ゴック局長から、別紙3の「報告 民法の第7編『外国要素をもつ民事関係』の規定の完全化 ベトナムの国際私法の制定についての報告」を基に国際私法分野の改正動向等に関する発表が行われた（同発表の内容の詳細は、別紙3

² 木本弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所所属）には、2012年11月3日から2014年3月31日までの約1年5か月間、現行プロジェクトの長期専門家として精力的に活動していただいた。また、本研修においても、実施前の段階から、ベトナム司法省国際法律局関係者や本研修にも御協力いただいた神前禎教授と綿密な協議を実施し、講師の方々に対しては詳細な情報を提供して下さるなど御尽力いただいた。本研修の成功は一重に木本弁護士の御努力によるところが大きく、改めて御礼を申し上げたい。

を参照いただきたい。)

2 講義『法の適用に関する通則法の制定経緯』

3月5日(水)午前には、法務省民事局小出邦夫総務課長を講師に招いて、我が国の国際私法である「法の適用に関する通則法」の制定経緯等について講義をしていただいた。小出総務課長には、「法の適用に関する通則法」の立法に携わった立法担当者としての経験を基に、同法の立法経緯や、同法の逐条的解説をしていただいたが、旧法である法例と比較しながらの変更点等の説明、学者の考えと実務の考えとの対立があった点の紹介など、具体例を交えて逐条的に解説していただき、研修員も難しい分野の話ながら真剣に耳を傾けていた。研修日程の最初の講義で、小出総務課長から、日本の国際私法の全体像を具体的に説明していただいたことから、後の講義や意見交換会に向けて研修員の問題意識を醸成することができた。

3 法律事務所訪問及び講義『民事訴訟における国際裁判管轄について』

3月5日(水)午後には、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を訪問し、同事務所に勤務されている渡邊剛弁護士、山口大介弁護士及び長田真理子弁護士から同事務所の概要説明をしていただき、その後、同事務所の古田啓昌弁護士から、『民事訴訟における国際裁判管轄について』と題して、講義をしていただいた。

古田弁護士には、国際的民事紛争の分野に関する豊富な知識と実務経験に基づいて、国際裁判管轄の基本知識、国際裁判管轄法制整備の経緯及び日本の現行民事訴訟法における国際裁判管轄のルールに関し、立法過程において議論になった点も取り入れて具体的に紹介していただくなど、非常にきめ細やかな御説明をしていただいた。また、古田弁護士からは、現行ベトナム民法の国際私法分野に関する条文についてコメントもしていただけたが、現場実務の専門家による貴重な意見として真摯かつ真剣に受け止めている研修員の姿が印象的であった。

4 講義『対外国民事裁判権法の制定経緯』

3月6日(木)午前には、法務省民事局小林康彦参事官(当時)³を講師に招いて、我が国の「対外国民事裁判権法」の制定経緯等について講義をしていただいた。小林参事官には、日本の民事訴訟法の沿革、民事裁判権の意義、民事裁判権の対人的制約、対外国民事裁判権法の制定経緯という流れで、基本的な部分から丁寧に説明をしていただいたので、研修員の理解も進み、後半に行った質疑応答では、研修員から活発な質問が相次いで出され、これらに丁寧に答えいただいた。例えば、研修員から出された質問のうち、絶対的免除主義から制限免除主義への移行期におけ

³ 小林康彦参事官は、現在、東京高等裁判所判事として勤務されている。

る状況や法制化した際の状況については、世界的な潮流、日本における大審院判例から最高裁判例への判例変更状況、国連条約の採択などに関して順を追って丁寧に説明していただいた。

5 東京家庭裁判所訪問及び裁判官との意見交換会

3月7日(金)午後には、東京家庭裁判所訪問及び裁判官との意見交換を実施した。前半は、東京家庭裁判所の中野晴行裁判官から、家庭裁判所の概要説明と涉外事件の審理状況を具体的なデータ等を基にして説明していただいた。ベトナムでは、裁判官が抵触規定をいわば無視して国内法を適用し裁判を行ってしまっている実態があるため、研修員は、日本の裁判における涉外事件の審理状況や審理方法に関する説明を真剣な面持ちで聞いていた。後半は、水野有子裁判官⁴が研修員からの質問に対応してくださり、例えば、日本でも外国法の適用に関しては、手をかけて調査をして行っていることや、法の適用に関する通則法を適用するに際しての裁判官のスタンスなど、具体例を交えて説明していただいた。また、質疑応答の後には、調停室、審判法廷、児童室など東京家庭裁判所の施設を具体的な利用方法を教えていただきながら説明していただいた。

6 意見交換『ベトナム民法改正の論点』及びベトナム民法改正の草案検討

3月7日(金)午前、同月10日(月)午前には、現行プロジェクトのアドバイザーグループであるベトナム民法共同研究会にも参加していただいている学習院大学法科大学院の神前禎教授に御協力いただき、ベトナム民法改正における国際私法分野の論点検討や同分野の改正草案検討を実施した。具体的には、神前教授に、本研修の団長グエン・カン・ゴック局長をはじめとする国際私法分野の改正草案起草メンバーが作成した草案に関して、逐条的にコメントをしていただき、そのコメントを基に更に本研修の参加者が意見を出し、その上で神前教授を交えて議論をするという形で意見交換及び草案の検討を実施した。

7 法律事務所訪問及び講義『法の適用に関する通則法制定の経緯及びその後の影響』

3月10日(月)午後には、西村あさひ法律事務所を訪問し、同事務所に勤務されている福沢美穂子弁護士、柳瀬ともこ弁護士から同事務所の概要説明をしていただき、その後、同事務所の手塚裕之弁護士から、『法の適用に関する通則法制定の経緯及びその後の影響』と題して、講義をしていただいた。

手塚弁護士は、法制審議会国際私法部会の幹事を務められ、前述の小出総務課長

⁴ 水野裁判官は、現在、東京地方裁判所判事として勤務されている。

同様、「法の適用に関する通則法」の制定過程を熟知されていることから、豊富な知識と実務経験に基づいて弁護士実務家から見た同法制定の経緯とその影響について説明していただいた。手塚弁護士の講義においては、同法の制定により、従前解釈上の問題が頻発していた論点について、より明確で合理的な規律が示されるとともに、例外的状況に対して裁判所が解釈論により柔軟に対処できる余地を残し、他方で一定分野においては、諸外国の現代的な国際私法に倣って弱者保護の政策的配慮も取り入れるバランスのとれた立法になっているという積極的な評価と、不法行為の成立に関する特別留保条項の維持は過度な加害者保護になり得るものとして問題をはらんでいるとの指摘がなされたが、これらは、本研修を通じて、日本法の制定過程や実務の状況を見聞してきた研修員にとって、更に国際私法分野の知見を深める良い契機となったと思われる。

8 総括質疑

最終日の3月11日(火)には、本研修を踏まえての総括質疑や意見交換、全体評価会を行い、グエン・カン・ゴック局長をはじめとする本研修参加者からは、各プログラムで得た知見を基にした自国の国際私法分野の改正方向性に関する意見や本研修の成果を改正草案に反映させたいとの意気込みが感じられる発言が出されるなど、本研修期間中にも成果の一端が現れていることを感じる事ができた。

第5 終わりに

本研修の成果が国際私法分野に関する改正ベトナム民法において、どのような形で結実するかは2015年に予定している同法の成立を見るまでは分からないが、同分野改正草案起草の中心メンバー等により構成された本研修の研修員が、いずれのプログラムにも主体的に参加して日本の知見を吸収することに真摯に取組み、総括質疑では、これを今後積極的に活かそうという強い意欲が伺えたことに照らすと、本研修を実施した意義は大きかったと感じている次第である。

このように実り多く内容の濃い研修を実現することができたのは、講師の先生の皆様、神前教授、翻訳・通訳を通じて日本側と研修員との架け橋になってくださった大貫錦氏、綱川秋子氏、各訪問先の皆様など、関係者の皆様の多大な御支援、御協力があってこそのものであり、この場をお借りして、改めて厚く御礼を申し上げます。

以上

第46回 ベトナム法整備支援研修 研修員

The 46th Training Course for Vietnam

1	グエン・カン・ゴック
	Mr. Nguyen Khanh Ngoc Director General, Department of International Law, MOJ 司法省国際法律局局长
2	ファム・ホー・フオン
	Ms. Pham Ho Huong Head of Division on Mutual Judicial Assistance, Department of International Law, MOJ 司法省国際法律局司法共助課課長
3	ダン・チャン・アイン・トゥアン
	Mr. Dang Tran Anh Tuan Deputy Head of Division on General Affairs on International Law, Department of International Law, MOJ 司法省国際法律局国際法総務課副課長
4	チャン・ハイ・イエン
	Ms. Tran Hai Yen Deputy Head of Division on Civil Law, Department of Civil and Economic Law, MOJ 司法省民事経済法局民法課副課長
5	グエン・ファイ・ホアン・ナム
	Mr. NGUYEN HUY Hoang Nam Legal Officer of Division on Civil Law, Department of Civil and Economic Law, MOJ 司法省民事経済法局民法課法務官
6	グエン・ニャット・ファイ
	Mr. Nguyen Nhat Huy Official, Department of International Cooperation, MOJ 司法省国際協力部職員
7	チャン・チ・フエ
	Ms. Tran Thi Hue Vice-Professor in Law, Department of Civil Law, Hanoi Law University ハノイ法科大学民法学科准教授
8	ダオ・シー・フン
	Mr. DAO Sy Hung Vice President of Civil Division, Hanoi People's Court ハノイ市人民裁判所副長官民事部裁判官
9	ダオ・クエット・タン
	Mr. Dao Quyet Thang Legal Expert, Legal Department, Office of the National Assembly 国会事務局法律部門法律専門家
10	チャン・ヴァン・ハイ
	Mr. TRAN Van Hai Official, Legal Department, Office of Government 内閣府事務所法務部門職員

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 須田 大 (SUDA Hiroshi)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 山口 晋平 (YAMAGUCHI Shinpei), 白井 涼 (SHIRAI Ryo)

第46回 ベトナム法整備支援研修日程

【教官：須田教官 専門官：山口専門官, 白井専門官】

月 日	9:30	12:30	14:00	17:00
3/8	入国			
3/9	JICA オリエンテーション (9:30～10:30) 共用会議室	国際協力部 オリエンテーション (10:30～11:00) 共用会議室	民事局長表敬 (11:00～11:30) 民事局長	ベトナム側発表(国際私法分野の民法改正) (13:00～17:00) 学習院大学法科大学院教授 神前 禎 共用会議室
3/10	講義「法の適用に関する通則法の制定経緯」 (10:00～12:30) 民事局総務課長 小出 邦夫 共用会議室		法律事務所訪問 講義「民事訴訟における国際裁判管轄について」 アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士 古田 啓昌 共用会議室	
3/11	講義「対外国民事裁判権法の制定経緯」 (9:30～12:00) 民事局参事官 小林 康彦 共用会議室	所長主催意見交換会 及び記念撮影 (12:15～13:45) 共用会議室		民事局実務担当者との意見交換 (14:00～16:00) 民事局参事官室局付 沖本 尚紀 同 局付 河野 一郎 共用会議室
3/12	意見交換「ベトナム民法改正(国際私法分野)の論点」 (9:30～11:00) ICD教官 学習院大学法科大学院教授 神前 禎 共用会議室		東京家庭裁判所訪問・裁判官との意見交換会 東京家庭裁判所	
3/13	土			
3/14	日			
3/15	ベトナム民法改正(国際私法分野)の草案検討 ICD教官 学習院大学法科大学院教授 神前 禎 共用会議室		法律事務所訪問 講義「法の適用に関する通則法制定の経緯及びその後の影響」 西村あさひ法律事務所弁護士 手塚 裕之	
3/16	総括質疑・意見交換会 ICD教官 学習院大学法科大学院教授 神前 禎 共用会議室		評価会, 修了式 共用会議室	
3/17	帰国			
3/18	水			



ベトナム司法省

【和訳】

報告

民法の第7編「外国要素をもつ民事関係」の規定の完全化 ベトナムの国際私法の制定についての報告

I. 背景

1. 一般的な状況

非常にグローバル化した現代の世界において、いかなる国も外部との接触や相互作用なしに発展し、良好かつ持続可能な開発をすることは困難である。実際のところ、門戸を開放する程度にもよるが、グローバル化の各問題に対する各国の統合、適合性、処理、コントロールだけでなく、すべての国が処理しなければならない外国要素を持つまたは国際的な問題も生じさせる。いくつかの問題は、個別の国またはいくつかのグループの国の問題であるが、しかし、ほとんどすべての国が解決しなければならない問題も少なくない。グローバル化社会に適合する国際私法のフレームワークを策定し、完全化することは、現代におけるすべての国の重要な目的と任務である。国際私法は、国家法令の一部であるが、これは外国、外国企業や個人に関連する問題であり、また適用される外国法、外国における財産に関連する問題でもある。したがって、国際私法における各国家間の異なる観点、アプローチ、法律の伝統、学派を回避することは困難である。民事、商業関係において、企業、人民がより多くの利益を享受できるように、国内法律と、第二次世界大戦後から各国が表現してきており、現在現実化のために努力されている国際私法とを調整し、調和させたいと願っている。これは、75の加盟国を有する国際私法に関するハーグ会議（ベトナムと日本も参加している）の枠組みの中で、国際私法の多くの内容について調整する40近くの公約が締結されているという結果を生じさせ、また、他の国際私法の問題について議論を行っている努力も含まれる。

ベトナムも、この一般的な背景の例外ではなく、ベトナムが最近、国を解放し、主導的かつ積極的に様々な領域において、地域及び世界に深く、広く統合しようとしている。この参加のプロセスは、ベトナムの個人、組織と各国、各地域の個人、組織との間において、民事、商業、投資の交流関係を増加させている。ベトナム

ムは、外国からの魅力的な投資目的地として知られており、その中でも日本はベトナムへの投資が最も多い国の一つである。ベトナムは、世界の多くの国との間で270億米ドル近い輸出入の商業関係があり、輸出入の価値は、毎年20%以上のレベルで増加している。また、歴史的な要因により、ベトナムは現在、約450万人の「定住ベトナム人」と呼ばれる、外国で生活し、生計を立てている人を抱えており、これらの人々は、故郷及びベトナムに対する非常に密接な財産的、血縁的、精神的つながりを有している。近年、外国で留学、旅行、仕事をする者、日本人を含む外国人と結婚する者は、増加する傾向にある。

日本は、ベトナムの戦略的なパートナーであり、近年、常にベトナムに投資ランキング上位に登場し、また、ベトナムでの商業価値が最も大きい国である。日本は、ベトナムに対するODAの貢献でもっとも多額な国である。日本で働く、留学する、旅行するベトナム人及びベトナムで働く、留学する、旅行する日本人、及び両国間の国際結婚は少なくなく、両国間の関係の良好な発展に伴って、増加傾向にある。

日本は、過去20年近くの間、ベトナムの法律改革、司法改革において支援してきた国であり、その中でも、ベトナムが現代において初めて1995年民法を導入の際、そして、民法の改正または民法施行のためのガイドラインの策定の際に大変貴重な協力を行っている。ベトナムはシビルローの伝統に従う国であるから、民法はベトナム経済、社会において重要な地位を有する。したがって、効果的、誠実、実務的な日本政府と人民の支援は、大変高い価値を有するものと評価されており、法律と私法の分野においてベトナムに大きな効果をもたらしている。

新たな時代における国の発展目標及び要請に適応するために、ベトナム国会は、民法の改正の計画を策定した。現在、民法の起草グループは積極的に活動している。民法の新たな構成において、2つの編が削除されるが、外国要素を持つ民事関係については、引き続き1つの編として規定される予定である。ベトナム民法についてまだよく理解していない者のために説明すると、現代の民法第7編は、外国に関連する民事関係における法律の抵触または準拠法の選択に関する規定を有している。民法第7編「外国要素を持つ民事関係」は、20年近くの間、基本的に改定されずに存在していた。なぜ、改定されなかったのか？改訂の要請がなかったのか？第7編は実際には生活に取り入れられておらず、したがって完全に関心を失ってしまっているのか？

これまで、多くの研修団が日本において民法に関して学習し研究するために来日したが、外国要素を持つ民事関係に関する第7編の問題について専門に集中して学ぶ研修団は今回が初めてである。そのため、ベトナム側は、この研究及び考察の結果に大変期待している。

ベトナムの研修団は、民法にとって重要な関係を有する多くの機関の代表者を含んでいる。例えば、国会事務局、政府事務局、裁判所、司法省、専門家。今回の研修の2つの目的は：

- 民法第7編の改正に関連して、外国に関連する民事法律の制定及び適用に関する日本の経験について研究する。
- 国際私法に関する法律の制定のため、民法から独立した国際私法に関する独立法の制定及び適用における日本の経験について研究する。

近い将来予定されている民法第7編の改正及び国際私法に関する法律の制定過程において、ベトナムの司法についてより理解していただき、より効果的な支援をできるように、多くの問題について、ベトナム研修団は、各専門家、研究者及び実務家と意見交換を行いたいと思っている。例えば：

+ 国の国際私法に関する法律枠組の明確化の確定のために、「国際私法」概念の真の意義、広義の場合と狭義の場合について理解する必要がある。

+ 実際の問題として、民法第7編は、裁判所における具体的な問題の解決においてほとんど適用されていない、また、個人、組織、弁護士は、契約の締結または実施の過程において関心を払っていない。したがって、民法第7編の改正は、生活に取り入れられるために、社会に受け入れられるように、柔軟な要素を有していなければならない。

+ また、民法第7編の他の民法の編との関係は？そして、他の法においても同じ内容について調整する規定が存在する場合は？例えば、現行民法の1編から6編に規定されている民事関係についても、民法第7編で調整すべきだと主張する者もいる。

+ 国際私法を制定し、完全化する過程において、ベトナムが考慮し、受入、参加すべき規定及び国際基準：国際私法に関するハーグ会議の枠組みにおける各公約について？外国の経験について学ぶ？

+ 民法は、外国要素を持つ民事関係に関する第7編をすでに有しているが、国際私法に関する独立した法を新たに制定すべきか？すべきであるとして、この法律と民法第7編との関係はいかなるものか？

私達は、ある国の法律は、法的効力を発生させるための、基準及び国家の一般的なルールであると考えている。日本の経験は、私達にとって、法律改革における貴重なレッスンを提供してくれている。つまり、各条件、背景、法律の伝統、民族の文化を考慮することなく、単に法律を「輸入」するだけでは成功することはできないということである。しかしながら、現代のグローバル化した世界において、

問題の処理において先を行く国の経験を理解し、研究することは、問題の処理について賢く、近く、時間をセーブできる方法である。

2. 国際私法に関連する法律枠組み

2013年に新たな憲法が制定され、2014年1月1日から施行されており、社会主義における人民による、人民のための人民の法権国家を建設し、社会主義を志向する市場経済を構築し、主導的かつ積極的な国際統合を行い、各人が法の前に平等であり、誰もが民事及び経済生活において差別されないための重要な規定を有している。これは近い将来においてベトナムの法律の制定と完全化のための規定であり、その中で、国際私法は、民法の第7編「外国要素をもつ民事関係」において規定される。憲法を施行するために、ベトナムの法律制度は、調整と適合のために見直しを行っているところである。

各専門家による見直しと評価の過程で、国際私法に関する各問題を調整するためのベトナム法規範文書として、現在、60の法規範文書が確認されている。その中で、30は、国会の法律及び国会常務委員会令である。その中でも、重要な法律は沢山ある。例えば、2005年海事法、2012年労働法、民事訴訟法、2006年ベトナム民間航空機法、2005年商法、2010年商事仲裁法、2010年信用機関法、2000年婚姻家族法、2005年企業法、2006年契約に従って外国で働くベトナム労働者に関する法律、2004年競争法、2003年土地法、2006年不動産事業法、2010年養子法・・・しかしながら、これらの国際私法に関する重要な規定は、民法第7編及び民事訴訟法第9編で調整することができる。

国際私法に関するベトナム法の枠組みに対する法律の実際の適用は、前向きな発展をとげており、特に国家機関、裁判所、人民及び企業が外国要素をもつ民事関係における問題の処理に関して基本的な法理を創出している。特にベトナムにおける法の研究と教育は、ますます国際私法の領域に関心を持つようになってきている。国家もベトナムが国家統合を広く、深く進めている背景において、特に経済、商業の領域において、国際私法を促進し、高めようと主張している。2013年の国際私法に関するハーグ会議への加入及び研究の方向性、ハーグ会議の枠組みの中での国際公約への加入は、この主張を実現するための歩みである。上記の要素は重要であり、近い将来、ベトナムの国際私法の発展のための条件となる。

しかしながら、ベトナムの現行の国際私法の枠組みは、一定の欠点を露呈している。国際私法について調整する規定は、具体的な規定を伴って多くの法規範文書に散らばって規定されており、しばしば、統一されていない。その場合、各法規範文書間の関係は、いつも明確なわけではない。これは、会得しがたく、重複を生じさせ、一貫性がないために、法の適用の過程で、多くの困難、欠点を生じさせている。

民法第 7 編の調整範囲は、外国要素を持つ民事関係に対する準拠法の選択問題をまだ解決しておらず、十分に包括的ではない；各当事者の合意の自由の原則は、まだ十分に表されていない；「外国要素を持つ民事関係」という概念と共に用いられる場合の法律事件（民事能力、失踪、死亡...）に関する各当事者の民事合意のための法律原則の統一的な適用は、市場の要素と各当事者の自由合意を失っている。「外国要素を持つ民事関係」という概念は、民法において 20 年も使用されてきているが、いつも統一的に理解され、使用されてきたわけではない。その上、「外国に定住するベトナム人」という概念は、その内の多くの者がベトナム公民でベトナムに帰国し生活している中で、「外国要素」を確定するために使用する指標の 1 つである。Lex situs の概念は、実際は、財産の所在地の法律を適用することであり、特に、不動産については多くの国の法律において広く規定されている。しかし、ベトナムでは、異なる理解がなされ、適用されている。「国籍」という指標は、ある人が複数の国籍を有する場合、どのように適用されるべきであろうか？国籍、常居所（permanent residence）及暫定居所（short stay）の指標の関係と優先関係を、ベトナムで提起されている疑問に適合するようにするにはどのようにすればよいか...民法における知的財産権に関する規定（774 条、775 条、776 条に規定する著作権、工業所有権、技術移転）は、特別法において緻密かつ具体的な形式で規定された。そのため、民法第 7 編のこれらの規定は、多くの付加的な価値を規定しない。

外国要素をもつ民事関係において、実際には、弁護士及び裁判所が民法第 7 編の規定をめったに適用、立論しないということは、どのようなアプローチであればより良くなるか？という疑問を呈している。準拠法の選択と適用に関して原則的な規定を必要とするのは、具体的な場合において、ベトナム法か外国法を選択するかという立論、規定するためには、適用する準拠法の選択と適用は、国際私法の規定から始めなければならないからである。明確に予想できることは、民法第 7 編の規定が裁判所において弁論なされないために、これらの規定が十分か、改正を提出すべきかを評価するために十分な基礎がないかまたは非常に困難であるということである。

民法第 7 編の規定の遵守は、具体的な契約の締結と実施においてまだ厳格ではない。

すべての上記の欠点及び不足からいえることは、ベトナムは、国際化した世界においてベトナムの真の発展への要請に応えるには、国際私法に関する枠組みを完全で強固なものにしなければならないということである。

3 外国要素を持つ民事関係に関連する国際条約

ベトナムがメンバーである国際条約において、かなり多くの国際条約は、外国要素を持つ民事関係を調整する規定を有しており、民事の司法共助に関する協定（15 の規定、合意）；養子に関する協定（10 以上の協定）；投資促進保護に関する

協定（60以上の協定）；商業協定；裁判機関と準拠法の選択に関する協定；子供の保護及び国際養子分野における協力に関する第33号ハーグ条約；外国仲裁の決定承認及び執行に関するニューヨーク条約...

これに加えて、ベトナムは、2013年4月から国際私法に関するハーグ会議のメンバー国になり、この組織のいくつかの条約に加入することを検討する計画がある；国際物品売買契約に関する国連のウィーン条約（CISG）.....

一般的な評価として、各国際条約、特に各上記の民事に関する司法共助協定は、各メンバー国間の民事関係における問題において、法の選択及び準拠法に関する規則をもたらし、各国際民事関係を調整する。これは、外国要素を持つ各取引または法律事件の明白化、明確化を助け、これを通じて、個人及び企業をより利する。しかしながら、現在ベトナムは、国際私法にかんするハーグ会議の40近くの公約のうち1つに加盟するのみであるということは、ベトナムの国際私法に関する協力または調和との関係でいえば、少なすぎる。

国際私法に関連する各国際条約及び先進国の良い経験の中でも、日本は、我々の国際私法に関する法律枠組みの改革過程において、ベトナムの研究、考察及び学究にとって選択可能な規則、基準、良い経験となる。これにより、ベトナムの実際の研究、国際私法に関するハーグ会議の枠組みにおける各公約への加入または民事及び商業関係を多く有する各国との民事司法共助に関する交渉力の強化、その中でも日本は積極的な方向性があり、国際私法に関する国内の規定を補充することができる。

II. 国際私法の枠組みの完全化における目標及び方向性

ベトナムが現在、2013年憲法の展開、施行のための法規範文書を立案及び改正するための努力に注力しており、そのため、今後数年で、90近くの国会法及び国会常務委員会令のドラフトを精査、通過しなければならないことを考えれば、国際私法の新立法の提案は、新たにこれが受け入れられるためには、熟慮し、完全かつ説得的に準備されなければならない。上記において分析したとおり、30近くの法及び法令、多くの省庁及び領域に関連する国際私法の枠組みは、まず、各内容、インパクト要素、実現可能性、国会への正式提出のために必要な時間を徹底的に研究すべきである。

2013年において、民法第7編を概括すると同時に、司法省は国際私法の新立法の可能性について研究した。現在までに多くの活動が実施されてきており、中には、日本の専門家及び学習院大学の神前禎教授が参加するJICAの法・司法制度改革支援プロジェクトの支援による活動が含まれる。ベトナムが門戸を開き、国際的に広く深く参加しようとしているという背景において、我々が国際私法の研究者、教授、実務関係者からの強い支持が得られたということは、当初の結果として

ポジティブなものであった。これにより、国際私法に関する独立した法の制定の可能性は非常に高くなっている。司法省は、現在、法制定の基礎を収集、強固にし、適用範囲、法律の構造、民法を含む他の法令との関係などの方向性を提案するための追加的な研究を展開し続けている...民法から独立した国際私法を有する国である日本への今回の研修は、我々の研究計画の一部に位置付けられる。

民法第 7 編の改正法の起草作業の責任は、民法の起草委員会から国際法律局に委任されている。2014 年内の民法全体の立法計画の進捗に間に合わせるため、特に前半の 6 か月において、我々は、以下とおり、きちんとした予定に従って現行民法第 7 編の改定ドラフト作成作業を優先する：

- 2014 年 2 月：民法第 7 編改定の第 1 ドラフトを作成し、各専門家、研究者、学者、実務家から意見を聴取する。

- 2014 年 3 月：本邦研修を実施し、日本の経験を学ぶとともに、第 7 編改正の第 1 ドラフトについて意見を受け、議論を行う。

- 2014 年 3 月後半：本邦研修の結果を受けて、第 2 ドラフトを作成し、司法省内外の専門家、民法起草・編集委員会の代表者を招いてセミナーを開催し、意見を募る。

- 2014 年 4 月中：セミナーにおいて得た意見に基づきドラフトを改定し、起草委員会に提出し、意見を募り、改正民法と合体させる。

- その後、第 7 編は民法全体の計画に従って完全化される。したがって、2014 年 5 月からは、人民の意見聴取のための公開を含む一般的なプロセスを経て、何も変更がなければ、2015 年の国会に提出される。

民法第 7 編の改正過程において、司法省は、研究を促進し、国際私法の立法を提案することが期待される。したがって、国際私法の立法の準備は、民法第 7 編の作業と並行して、これに続いてさらに発展させて行わなければならない。最終的な目標は国際私法の立法であるということ認識しなければならない。民法第 7 編改正によって得られる知識と経験は、我々が今後 1-2 年の間に国際私法の立法を提案するために非常に役立つと思われる。

このような背景の中で、この報告書では、この後、民法第 7 編の「外国要素を持つ民事関係」に集中して記載する。

1. 民法第 7 編の改正では、法律改革に関する国家の主要な政策の制度化、法権国家の建設及び社会主義市場経済、国際統合、2013 年憲法の規定の具体化を行う必要がある。したがって、民法全体の一般的な主導的観点及び基本的方向性のほかに、民

法第 7 編は以下の点に集中する必要がある：第一に、現在の欠点を克服する、実際に民法第 7 編が生活の中で適用されておらず「無視されている」という点に注意する；第二に、現行各規定と国際コミュニティーの基準と一般的なルール（統合の要素）の調和を図る。

2. 第 7 編の改正は、以下の要請に適合している必要がある：

第一に、調整の範囲の実現可能性、ベトナムの実際の条件及び民法の改正作業の進展に適合した時間で行うこと。

第二に、民法第 7 編の改正は、その後の国際私法に関する法律の制定について考慮しなければならない：この法律の制定にとって障害とならないようにしなければならない；様々な問題について研究を続け、まだ成熟していない点については国際私法に関する法律に規定を譲る。

第三に、民法第 7 編の改正は、平等原則、自己合意、自己決定、民事関係において各当事者が自ら責任を引き受けることを担保しなければならない；広く規定するとともに、親族、相続及び法律事件に関する問題に対する準拠法選択規則の具体的な原則についても規定する必要がある；ここでは、各当事者の意思は、民法の規定に制限される。

第 4 に、民法全体と第 7 編との調和性と統合を担保する。

3 具体的な改正内容についての予想

3.1. 7 編の予想される構成

- 現行の第 7 編は、20 条で構成されており、改正後は、16 条で構成される（現行法に比べて 4 条削減）。具体的には、以下の条項を削除する：771 条（隔地者間の契約締結については、基本的に 1 つの契約の形式にすぎないので、契約に関する条文で調整される）；+知的財産権に関する 3 つの条文：774 条 外国要素をもつ著作権、775 条 外国要素をもつ工業所有権及び植物品種権、776 条 外国要素をもつ技術移転（知的財産権に関する特別法においてすでに具体的かつ詳細に規定されている）；

- 第 7 編の改正は調整される問題の本質にあわせて、2 つのグループの規定に構成される：（1）法の選択（各参加者の締結から生じる民事関係に関連する）；（2）親族、相続及び具体的な法律事件に関する問題に対する準拠法（準拠法制度）。

3.2 ドラフトの内容

民法第7編の改正は以下の3つの問題を有する：

a) 技術的な改正を行った条項：

9つの条文（761条から768条、770条、774条から776条）であり、主要な点は、文書の技術的な修正である：複製、重複、ある条文において価値を付加しないもの、例えば、個人の状況に関する規定：外国人の民事法律能力、民事行為能力に関する規定などは削除する；知的財産権、または国際空域または公海で発生した船、飛行機による場合の不法行為の損害賠償に関する問題等、特別法においてすでに規定されている内容については削除する；法律及び国際通例、ベトナムが加盟している、または加盟する予定のある国際条約に適合する民事関係に対する準拠法制度、例えば、相続に関して調整する規定など（法律及び遺言に従って）について再度規定する。

b) 内容とアプローチに関して基本的な改正を行った条文：758条、759条、769条、733条

758条：名前を「適用範囲」に変え、これにより、本編は、外国要素をもつ民事関係についての準拠法選択について規定することを明確に規定する（外国要素をもつ事案において、弁護士や裁判官が準拠法を確定するために、直接ベトナム法を適用するのではなく、まず第7編に基づく必要があることを確認する文言を完備する必要があるかもしれない。）。本条を修正する案は、以下の2つである：

＋第1案：現行758条に持ってきて、外国要素をもつ民事関係の定義を改正する。中でも、現行民法が規定するような「外国定住ベトナム人」という言葉は、明確でないために準拠法の選択において困難を生じさせているので削除する；「外国の法律に従って」という文言を削除する；外国人、外国の機関、組織、法人の定義を追加する。しかしながら、民法または国籍法のどちらが、第1案のような規定を有していないかについて、国際的なまたは各国の経験の研究を継続する。

＋第2案：新たな規定を制定し、第7編は、外国に関連する民事関係に適用されるという一般的な原則を定める。この案は、現在の外国要素をもつ関係をすべて包括するであろう。こちらは、世界の多くの国が国際私法に関する規定を制定するとき採用するアプローチである。しかしながら、これは、民法において20年間「外国要素をもつ民事関係」の概念が存在しており、ベトナムにおける法科学に染み込んでいることから、大きな困難に直面する案である。

759 条：本条の名前を、外国要素をもつ民事関係における準拠法の原則に変更する。

本条は、以下を担保するために改正される：(i) 外国要素をもつ民事関係に対する準拠法；(ii) 特に親族、相続及び具体的な法律事件について確定する際など、ベトナムの法律を当然に適用する場面；(iii) 国際統合が深まり広がる現状において、外国要素をもつ民事関係における準拠法の選択問題の調整が、国際トレンドに適合しておらず、また不明確なことにより、外国法が全く適用されないという現行 759 条の問題を解決する。

759 条は、以下の原則を改正する。

+ 国際私法も含めて、特別法の適用を優先する。これは、現行民法 7 編においてまだ解決されていない問題である。

+ 各当事者の意思に従って、契約（広義の契約：各取引、契約及び合意を含む）における各当事者に準拠法の選択を許すことを明確に規定するが、外国法を選択する際に、外国法の選択が以下に違反しないという統一条件を担保しなければならない：(i) 公共秩序；(ii) ベトナムの強行法規に違反しない。現行 759 条は、この問題を解決しておらず、実際は、外国要素をもつ契約を締結し実行する際に、多くの困難を引き起こしている。

+ 外国の法律が適用されない種類の原則を規定する。この場合は、ベトナムの法律の規定が適用される。

(1) 外国法が以下の条件に適合しない場合：外国法の選択及び外国法の適用が
(i) 公共秩序；または (ii) ベトナムの強行規定に反する；

(2) 外国法が調整しなければならない問題について外国法に規定がない場合；

(3) 外国法がベトナム法に反致する場合。

+ 外国要素をもつ親族、相続及び法律事件の確定に対する強行法規の適用原則を規定する（強行規範）。

- 769 条：民事契約：新たな 759 条において改正された原則と適合するように契約において各当事者が準拠法を合意で選択できる権利を肯定する方向性で改正する。

- 773 条：法律外の損害賠償（不法行為）

多くの国家及び国家条約が承認する原則であるから、両当事者が準拠法を選択できる原則を追加する。

c) 現状維持とされた条文：772条及び777条

Ⅲ. 国際私法分野における日本とベトナムとの間の協力における機会と挑戦

ベトナムと日本との間の協力関係は、ますます多くの領域で、上記のとおり深化しているという状況において、これは、今後も継続することが予想される。法律及び司法の分野における二国間の協力は、多くの良好な結果を達成しており、司法省及び法律と司法に携わる両国の者の誇りであり、JICAはこの協力モデルを他国においても適用している。民法は、過去20年間の法律と司法における協力の「背骨」である。民法第7編は20年間存在しており、両国は完全化について関心を持っている。法律及び司法に関する双方の協力において、民事訴訟法も、いわゆる「礎石」であるが、その中には、裁判所の裁判権及び民事に関する司法共助に関する第9編－国際私法の枠組みにおいて重要な構成要素である－が存在する。非常に残念なのは、民事訴訟法は、最高人民裁判所が起草を主管しているため、民法第7編とは異なり、司法省は、この第9編改正に参加する機会が少ないことである。このような状況だからといって、国際私法の分野におけるベトナム－日本の協力の機会が少ないということとはできない。私の考えによると、ここで明確に認識できることは、私の見方が正しければ、これは双方向の協力となり、両国の人民及び企業の民事及び商業の交流の促進と安全を通じて、両国の発展にとって相互利益になるということである。ベトナムにおける日本の公民または企業の権利と利益に直接関連して、この分野が扱われることが少なくない。

上記のように述べることは、この協力には試練や障害がないということの意味しない。第一に、これまでの期間における協力優先分野についてのベトナムと日本の認識がある。法・司法制度改革支援プロジェクトの枠組みにおける20年間にわたる協力は、民事判決執行法や国家賠償法のような多くの分野に広がってきており、多くの新たな法律が協力の柱として追加された。そのため、もし共通の理解があれば、国際私法の立法の根源は、民法及び民事訴訟法であるということが次の協力期間において新たな観点となるであろう。第二に、他の多くの優先事項が存在するという背景において双方の資源に限りがあるということである。しかしながら、もし正しい認識があれば、この障害は克服することができる。第三に、国際私法に関する協力において、学際的な多くの点を処理しなければならない場合には、コンセンサスを得ることは難しい。しかしながら、全体的な目標を認識した場合には、省のグループまたは一分野の権利を達成できないということは、克服できることである。

したがって、私は、日本が今回のベトナムの民法改正について引き続き関心を寄せ、その中でも特に過去20年間に於いて不利な立場にあり、関心があまり寄せられなかった第7編に関心を寄せ続けてほしい。上記の立法計画のとおり、我々は、現在から国会への提出に至るまで、民法第7編に関して緊密な協力を希望する。同時に、私は、今後日本側が、法及び司法における協力において、国際私法の追加を

検討することを提案する。私たちは、最も効果的な形でこの協力が行われる方法について話し合いを行う準備ができている。

今日のこの機会を利用して、私は、もう一度日本の政府と人民に対して、過去 20 年間に於いて日本が行ってくれたベトナムの法・司法改革における積極的かつ効果的な協力に対して感謝を述べたい。日本の法務省及び日本の長期・短期専門家が、真心を込めて、貴重な知識と経験をベトナムの司法省及び司法機関に共有してくれたことに対して感謝する。日本の JICA が法及び司法に関する二国間協力について関心を持ち、資金を提供してくれていることに感謝したい。

ご静聴ありがとうございました。

以上

～ 国際研修 ～

第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官

辻 保彦

2012年4月からスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」では、司法省（MOJ）、王立司法学院（RAJP）¹、弁護士会（BAKC）、王立法律経済大学（RULE）の4機関を対象として、長期専門家が中心となり、民法及び民事訴訟法に関する勉強会を現地で定期的に実施することで、カンボジア司法関係者の法解釈・運用能力の向上を図り、ひいてはカンボジア国民全体に民法及び民事訴訟法が普及することを目標としている。そのような現地活動の成果を一層定着させるとともに、より幅広い知識を身に付けてもらうため、各機関の勉強会のメンバーを定期的に日本に招き、本邦研修を実施している。本研修は、現行プロジェクトにおける3回目の研修であり、前回と同様に4機関の混成メンバーによる合同研修となった。以下、研修の概要を報告する。

第1 本研修の概要

1 研修期間

2014年2月10日から2月20日まで

2 研修員

本研修には、司法省付判事のルッティ氏、始審裁判所判事のブティ氏、弁護士のサム・オル氏、王立法律経済大学教授のティダ氏をはじめ、対象4機関から4名ずつ、合計16名の研修員が参加した（別添研修員名簿参照）。

3 本研修のコンセプト

カンボジアの民事訴訟では、両当事者の主張を整理し、争点を明らかにしてから、その争点に絞って集中的に証拠調べを行うという運用は行われておらず、場当たりに訴訟が行われていると言われている。そこで本研修では、要件事実をテーマにして、これに関連する講義や演習を集中的に実施することとした。

要件事実とは、実体法に規定された法律上の効果が認められるためには、民事裁判

¹ 従前のプロジェクトでは王立裁判官検察官養成校（RSJP）を対象機関としていたが、新プロジェクトではRSJPの上位機関である王立司法学院（RAJP）を対象機関としている。

においてどのような事実が認められなければならないかという考え方であり、民法のような実体法の世界と、手続法である民事訴訟法の世界の橋渡しをするための考え方である。例えば、日本民法の消費貸借契約の成立が認められるための要件事実とは、①貸主から借主に対してお金が受け渡された事実と、②貸主と借主との間で、後日、お金を返還するという約束が交わされた事実である。したがって、貸金返還請求訴訟において、貸主である原告は、上記①と②の両事実を主張する必要がある。そのような原告の主張に対して、借主である被告が、「原告との間でお金のやり取りなど一切ない。何の話か検討もつかない。」と主張した場合には、①も②も認めていないので、両事実の存否が争点となる。一方、被告が、「確かに原告からお金は受け取ったが、借りたのではなく、もらったものである。」と主張した場合、①お金の受渡しの事実は認めているので争点にはならず、②返還約束の存否だけが争点となり、原告は証拠を提出してこれを立証する必要がある。もし被告が、「確かに原告からお金を借りたが、既に全額弁済した。」と主張した場合、①も②も認めているので、これらは争点ではなくなり、今度は被告の弁済の主張に対して原告がどのように述べるかが問題となる。弁済の要件事実とは、③借主から貸主にお金を受け渡した事実と、④そのお金の受渡しが、当該債務の弁済としてなされた事実の2つである。したがって、原告が「被告にお金を貸して以降、被告からは一銭も受け取っていない。」と主張した場合、③も④も認めていないので、③と④の両事実が争点となる。もし原告が「たしかに被告からお金を受け取ったが、それは被告に売った自動車の代金として受け取ったものであり、貸金とは関係がない。」と主張した場合、③お金の受渡しは認めているので争点にはならず、④貸金の弁済としてなされたかどうかだけが争点となり、被告は証拠を提出して立証する必要がある。

このように要件事実とは、実体法の規定を分析して、裁判規範として再構成し、当事者の生の主張をそれに当てはめて整理するものであり、この整理を行うことにより、感情的になりがちな当事者の生の主張から、裁判上の争点を抽出することができ、争点を絞った集中的な証拠調べを行うことができる。

日本では、法科大学院や司法研修所において要件事実教育が実施されており、実際の民事裁判も要件事実の考え方に基づいて運用されている。2007年に民事訴訟法が適用され、2011年に民法が適用されたばかりのカンボジアでは、まだ要件事実の考え方が根付いていないが、カンボジアの司法関係者が将来、自立的・持続的に民法及び民事訴訟法を運用できるようになるためには、要件事実の考え方を習得する必要があるため、本研修のテーマとしたものである。

第2 研修実施内容（別添日程表参照）

最初は、要件事実の基礎的知識についての講義を実施した。研修員らは、当初は若干の混乱が見られ、苦戦している様子であった。特に、貸金返還請求訴訟において、まだ貸金の返済を受けていないことを原告が主張立証しなければならないのか、あるいは返済したことを被告が主張立証しなければならないのかという、まさに要件事実のエッセンスのような命題に対して理解に時間を要していた。しかし、簡単な事例を挙げて何度も繰り返し教えるうちに、少しずつ理解が進んだようであった。

続いての弁護士の長谷川先生による「訴状・答弁書・準備書面等の作成」の講義では、前日の要件事実の講義の内容を敷えんしつつ、模擬記録の事案を適宜参照しながら、訴状・答弁書・準備書面等の書き方について説明がなされた。長谷川先生は、カンボジア民事訴訟法の条文を逐一引いて、条文上の根拠を確認しながら講義を進め、これに対して研修員側から条文の解釈について質問が出るなどハイレベルな議論も行われた。

後半の演習では、長谷川先生が過去に取り扱われた事例をもとに作成された敷金返還請求事件の事例を対象にして、研修員を原告側と被告側の2グループに分け、要件事実を意識して訴状・答弁書に記載すべき内容を検討する演習が行われた。当該事例は、カンボジアでも発生しがちな、研修員にも身近に感じられる内容のようで、いずれのグループも熱の入った議論が行われ、長谷川先生による講評も非常に盛り上がり、最後は大きな拍手とともに講義が終了した。



長谷川先生の講義

さらに、毛利教官による「事実認定」の講義では、事実認定の方法論に関する説明に入る前に、要件事実を意識しながら主張整理を尽くして争点を絞り込み、事実認定をすべき対象を特定する作業について説明がなされた。このように本研修では、要件事実の重要性について繰り返し説明して強調したものであり、これにより研修員の理解も深まったものと期待される。

事実認定の方法論では、たとえば契約書という証拠によって契約の存在を直接立証する場合のような直接証拠型のケースと、原告が被告に貸したと主張する金額と同じ金額のお金が、被告の銀行口座に振込入金されているという間接事実から、原告被告



講義を聴く研修員

間の金銭授受の事実を推認するという間接事実推認型のケースに大別されるという基本的事項の説明のほか、処分書証と報告文書の区別や、証人の証言の信用性を判断する際の留意事項などの技術的な事項についても言及された。

和歌山地裁田辺支部では、福島支部長はじめ支部の皆さまから大変温かくお迎えいただき、各種施設見学のほか、法廷傍聴の後で裁判官への質問の時間を設けていただいたり、裁判官及び書記官との意見交換会の場を設けていただくなど、非常に充実した訪問となった。

また、田辺市内での弁護士との意見交換会では、同市のほか、御坊市や新宮市など、和歌山県南部の裁判所支部所在地で活動されている弁護士の先生方にお集まりいただき、地方都市の弁護士業務のあり方などについて活発な意見交換がなされた。



弁護士の先生方

一連の訪問は、とりわけ地方の農村地域における司法アクセスの向上が課題であるカンボジアにとって、有益な情報交換の場になったと思われる。

終盤に行われた元東京高裁部総括判事でカンボジア民法部会委員の南先生による「判決書の書き方」の講義では、判決書を書くことの意義から技術的な事柄まで幅広い内容について、先生御自身の御経験を踏まえて分かりやすく講義をしていただき、研修員らは熱心にメモを取っていた。南先生の講義は、前週に実施された各講義の集大成ともいえるべき内容であり、本研修のテーマである要件事実に関する考え方は、南先生の講義により研修員の理解として定着したものと思われる。

午後からは、あらかじめ研修員に対し宿題として検討と起案を求めている判決要旨について、4つのグループごとに講評が行われた。南先生からは、各グループの起案について良い点と改善点の指摘があった。

第3 おわりに

今回の研修により、要件事実の基礎的事項に対する研修員の理解は相当深まったと思われ、研修員らがカンボジアに帰国後、持ち帰った知識を他のワーキンググループメンバーと共有することにより、カンボジア全体に少しずつ要件事実の考え方が根付いていくものと期待される。もっとも、そのような目標の達成までにはいまだ道半ばであるから、今後の本邦研修でも要件事実を取り上げて、理解の更なる定着を図りたいと考えている。

最後に、本研修に御協力下さった講師の皆さま、訪問先の皆さま、その他関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以 上



集合写真

第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

1	テイト・ルツィー
	Mr. Tith Rithy 司法省付判事
2	パン・チャンリー
	Ms. Phan Chanly 司法省 内部監査課課長
3	ソン・ソー
	Mr. Son Sor 司法省 監査官
4	レイ・リンナ
	Ms. Lay Linna 司法省 民事局職員
5	ングオン・ブティ
	Mr. Nguon Vuthy コンボンチャム始審裁判所 判事
6	コン・タラチャート
	Mr. Kong Tarachhath コンボンチャム始審裁判所 判事
7	イ・タボレアツ
	Mr. Y Thavarak プノンベン始審裁判所 判事
8	チャエ・ピレアツ
	Mr. Chee Virak プノンベン始審裁判所 判事
9	チム・サム・オル
	Ms. Chhim Sam Ol 弁護士
10	セン・チュンリー
	Mr. Seng Chhunly 弁護士
11	ジェウ・トラ
	Mr. Cheav Tola 弁護士
12	ウム・パンナ
	Mr. Oem Phanna 弁護士
13	ブイ・ティダ
	Ms. Buoy Thida 大学教授
14	チューング・シニアン
	Mr. Chhoeung Sineang 大学教授
15	コン・ソピアック
	Mr. Kong Sopheak 大学研究員
16	ドム・イム
	Mr. Dom Im 大学教授

教官 / Professor 辻 保彦 (TSUJI Yasuhiko), 三浦 康子 (MIURA Yasuko)
国際協力専門官 / Administrative Staff 千同 舞 (SENDO Mai), 堀 友美 (HORI Tomomi)

第3回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表

[教官: 辻教官, 三浦教官, 毛利教官 専門官: 千同専門官, 山田専門官, 堀専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
2 / 月 10		JICA オリエンテーション (7:00開空着) JICA関西	資料整理	
2 / 火 11		資料整理	国際協力部 オリエンテーション, 意見交換会 ICD 国際会議室	
2 / 水 12		講義「要件事実」 三浦教官 ICD 国際会議室	演習「要件事実」 三浦教官 ICD 国際会議室	
2 / 木 13		講義「訴状・答弁書・準備書面等の作成」 長谷川裕弁護士(岡田春夫総合法律事務所) ICD 国際会議室	演習「訴状・答弁書・準備書面等の作成」 長谷川裕弁護士(岡田春夫総合法律事務所) ICD 国際会議室	
2 / 金 14		講義「事実認定」 毛利教官 ICD 国際会議室	部長主催 意見交換会 記念撮影 演習「事実認定」 毛利教官 ICD 国際会議室	
2 / 土 15				
2 / 日 16				
2 / 月 17		移動	和歌山地裁田辺支部訪問 和歌山地裁田辺支部	
2 / 火 18		弁護士との意見交換会 紀南文化会館(和歌山県田辺市)	川上・木戸総合法律事務所訪問 川上・木戸総合法律事務所 (和歌山県田辺市)	移動
2 / 水 19		講義「判決書の書き方」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 ICD 国際会議室	演習「判決書の書き方」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 ICD 国際会議室	
2 / 木 20		総括質疑応答 南元判事・長谷川弁護士・国際協力部教官 ICD 国際会議室	評価会・修了式 ICD 国際会議室	
2 / 金 21		移動日		

～ 国際研修 ～

第 15 回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）

国際協力部教官

渡 部 吉 俊

第 1 はじめに

国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院との共催により、2014年6月16日から同月26日までの間、第15回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）を実施したので、その概要を報告する。

第 2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、登記、戸籍、供託、民事執行等の民事行政・司法行政分野の比較研究を目的として、1999年から行われているものであり、日本側研究員が韓国を訪問して調査・研究を行うことを中心とする韓国セッションと、韓国側研究員が日本を訪問して調査・研究を行うことを中心とする日本セッションにより構成される。本年は、今回行われた日本セッションに続いて、10月に韓国セッションが行われる予定である。

第 3 共同研究の概要

1 講義

「日本の登記制度」

日本司法書士会連合会常務理事の加藤政也氏から、日本の登記制度の概要説明として、特に不動産登記を中心に、登記制度の沿革・歴史、法改正の経緯、売買取引における登記実務等について、講義が行われた。

2 見学

(1) 最高裁判所

最高裁判所の概要説明を受けながら、庁舎内（大法廷、小法廷及び図書館等）の見学及び質疑応答を行った。

(2) 東京地方裁判所

民事裁判を傍聴した後、ラウンドテーブル法廷の見学、民事通常部書記官の業務説明、破産再生部書記官の業務説明、債権者集会の見学等を行うとともに、質疑応

答を行った。

(3) 千葉地方法務局

法務局長表敬の後、不動産登記、商業法人登記、戸籍の各部門から事務概況説明を受けるとともに、庁舎内（不動産登記部門、商業法人登記部門、戸籍課）を見学し、質疑応答を行った。

3 共同討議

共同討議は、今回初めて取り入れたものであり、研究員が自ら課題を設定してパートナー等と研究を行う実務研究と異なり、日本側及び韓国側研究員が全員参加して共通のテーマについて討議を行うというものである。登記や戸籍といった個別制度の研究とは別に、公務員として業務を遂行する上での共通的な課題について話し合うことを意図している。今回は、①効果的な職員の育成及び研修の在り方、②効率的な相談業務の在り方の二つをテーマとして、活発な討議が行われた。

4 実務研究及び総合発表

- (1) 日本セッションにおける実務研究は、韓国側研究員が、自ら設定した研究課題に関して日本の制度との比較研究をすることを目的として行われる。進め方としては、まず事前準備として、日本セッションの開始前に、韓国側研究員が日本側への質問を含む実務研究課題レポートを作成し、それに対して日本側研究員が回答を作成し、あらかじめ韓国側に送付しておく。これらの事前準備を基に、日本セッションにおいて、日本側及び韓国側研究員全員による協議及びパートナー同士の個別協議等を行いながら、各自の研究課題に関するレポートを仕上げていくというものである。
- (2) 今回の実務研究課題の概要は、次のとおりである。①及び②は不動産登記、③は商業・法人登記、④は戸籍、⑤は民事執行に関するものである。

- ① 登記申請の却下事由である韓国の不動産登記法第 29 条第 2 号「事件が登記すべきものでない場合」について

登記申請の却下事由の一つとして規定されている「事件が登記すべきものでない場合」（韓国不動産登記法第 29 条第 2 号）の具体的事例について、日韓の先例・判例等を比較しつつ検討を行ったものである。

- ② 仮処分登記と仮処分債権者が勝訴した際の登記手続に関する韓国と日本の比較
処分禁止の仮処分の被保全権利が、抵当権など所有権以外の権利についての設定登記請求権である場合の登記の取扱いについて、韓国で実務上生じている問題を前提に、日本の取扱いについて検討したものである。
- ③ 株式会社の代表取締役の解任登記申請と登記官の実体的審査権及び却下した登記申請と同一の登記申請が繰り返し提出される場合の対処方法

会社内部の勢力争い等により、同一の会社について相反する内容の登記申請が近接して提出された場合の処理について、登記官の審査権等の観点から日韓の取扱いを比較したものである。

④ 判決による親子関係の訂正

戸籍上の親子関係等を訂正する方法として、法律上、確定判決による訂正手続と法院の許可による訂正手続が設けられているところ、両者の具体的な区別について、日韓の事例を基に比較検討したものである。

⑤ 民事執行業務の電子訴訟システム導入の必要性について

韓国における民事執行業務の電子化を念頭に、日本の民事執行制度の現状と問題点、電子システムの導入可能性等について検討を行ったものである。

(3) これらの研究成果については、総合発表において各研究員より発表がなされた。

なお、本年10月に実施される韓国セッションにおける日本側研究員の実務研究報告書と併せて、後日冊子に取りまとめられる予定である。

第4 終わりに

本年も、例年同様、豊富な実務経験と知識を有する日韓の研究員たちが、互いに自国の制度・運用について説明し理解を深め合うとともに、友好的なパートナーシップを醸成することができた。通常、法整備支援活動の実施においては言語が一つのネックとなるが、本共同研究では、日本語と韓国語の類似性もあって、日常的なコミュニケーションに関しては比較的スムーズに行われており、特に本年は、日韓の研究員たちが携帯電話等の翻訳ツールを活用するなど、コミュニケーションの取り方も年々進化している様子が見えてきた。今回培ったパートナーシップを元に、10月の韓国セッションでは更に進んだ共同研究が行われるものと期待される。今回の共同研究に御協力いただいた日韓両国の関係者に深く感謝申し上げたい。

第15回日韓パートナーシップ共同研究員名簿

		氏名	所属	性別
日本側研究員	1	おおむら りえ 大村 理恵	東京法務局 品川出張所 登記官	女
	2	わくだ あきお 和久田 明生	横浜地方法務局 法人登記部門 登記相談官	男
	3	たかやなぎ まさあき 高柳 正明	千葉地方法務局 不動産登記部門 登記相談官	男
	4	かわもと てつし 河本 哲志	民事局 民事第一課 後見登録係長	男
	5	いまむら しんすけ 今村 伸介	最高裁判所 事務総局民事局第三課 調査員	男
韓国側研究員	1	チャン ギュヨン 張圭燕	水原地方法院 法院事務官	男
	2	キム センス 金生洙	光州地方法院 法院主事	男
	3	ムン ビョンシク 文炳植	ソウル西部地方法院 法院事務官	男
	4	イ チャンウ 李昶雨	ソウル東部地方法院 法院事務官	男
	5	ハン サンホン 韓相憲	司法政策研究院 法院主事補	男

○担当者

法務総合研究所

国際協力部教官 渡部吉俊
主任国際協力専門官 千同舞
国際協力専門官 若生耕介

韓国法院公務員教育院

教授 曹正根(チョ ジョンゲン)
係長 張重徳(チャン ジュンドク)

第15回日韓パートナーシップ共同研究(日本セッション) 日程表

月 日	曜	9:30		14:00		備考
		12:30		17:00		
6 / 16	月	(日本側研究員入寮)		オリエンテーション	実務研究(1) 日本側研究員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討)	
6 / 17	火	実務研究(2) 日本側研究員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討) (韓国側研究員入寮)				
6 / 18	水	実務研究(3) 日本側研究員からの回答発表及び全体協議	12:00～13:50		実務研究(4) 日本側研究員からの回答発表及び全体協議	
			法務総合研究所主催 意見交換会	記念 撮影		
6 / 19	木	見学(1) (10:00～11:30) 東京地方裁判所		見学(2) (14:30～16:00) 最高裁判所		
6 / 20	金	実務研究(5) 個別協議		共同討議		
6 / 21	土					
6 / 22	日					
6 / 23	月	講義(10:00～12:30) 「日本の登記制度」 日本司法書士連合会常務理事 加藤政也氏		13:20～ 13:30 表敬 (民事局長)	見学(3) (14:30～16:30) 千葉地方法務局	
6 / 24	火	総合発表準備 (日本側研究員退寮)		総合発表 (14:30～17:00) 韓国側研究員による発表	閉講式 (17:30～18:00)	
6 / 25	水	国際協力部教官と韓国側研究員との意見交換		資料整理・帰国準備		
6 / 26	木	(韓国側研究員退寮・帰国)				

～ 活動報告 ～

カンボジア民事法普及プロジェクトにおける人材育成支援の経過報告

大阪地方裁判所判事補

(元 JICA カンボジア民事法普及プロジェクト長期専門家)

高 木 博 巳

1 はじめに

私は、2年間のカンボジアでの長期専門家の任期を終え、今年4月から大阪地裁で裁判官の職務に復帰しました。

プロジェクト全般についての客観的な評価は、折々、正式な調査等でされると思いますので、本稿では、あえて主観的な評価を交えつつ、私が関与した活動を中心に振り返ります。

2 新しいプロジェクトを始める

私が赴任した2012年4月は、ちょうど従来の裁判官・検察官養成校プロジェクト（以下「旧プロジェクト」といいます。）と司法省での起草プロジェクト（以下「起草プロジェクト」といいます。）が終了し、民事法普及プロジェクト（以下「本プロジェクト」といいます。2017年3月までの5年間）が始まるというタイミングでした。

前年2011年末にカンボジア王国民法が適用されたことで、関連法令の一部を除き、起草支援は一区切りとなり、本プロジェクトでは、人材育成により重点を置くことになりました¹。人材育成支援の中心は、王立司法学院(RAJP²)、司法省、カンボジア弁護士会(BAKC³)、王立法律経済大学(RULE⁴)にそれぞれ設置される、20名程度からなる4つのワーキンググループ(WG)で、3人の専門家がそれぞれ担当WGを持

¹ 本プロジェクトの活動は、本文で述べる人材育成支援に加え、不動産登記省令などの法令起草支援も若干含まれていました。起草支援は、金武絵美子、磯井美葉両専門家が専従され、私は直接関与していませんでしたので、本稿では人材育成支援に関する活動のみ触れます。

² The Royal Academy for Judicial Professions 旧プロジェクトのカウンターパートである裁判官・検察官養成校(RSJP)は、RAJPの下部組織ですが、実質的には一体の組織です。

³ The Bar Association of Kingdom of Cambodia

⁴ The Royal University of Law and Economics

つことになっていました⁵。

さらに、WG 活動に加え、4 WG が一同に会するジョイント・ワーキンググループ (JWG)、本邦研修、日本から講師を招く現地セミナーが年数回ずつ行われる準定期活動として予定されていました。

とはいえ、こうした活動の枠組みの中で、具体的に何をするかは、私の赴任時点ではほぼ白紙でした。他の専門家との議論や試行錯誤を重ね、本プロジェクトの基本的な部分を軌道に乗せることが、当面の私の任務でした。

3 ワーキンググループ (WG)

(1) メンバーをどうするか

RAJPWG のメンバーを旧プロジェクトの教官候補生⁶約 40 名の中から選抜することは、旧プロジェクト終了までに、日本側と RAJP 側でコンセンサスができていました。

しかし、カンボジア側からすると、WG メンバーの選抜は人事や評価に関わりセンシティブな問題であったようで、WG の定員を何人にするか、そして RAJP が誰をメンバーに指名するかを決するまでの交渉には紆余曲折がありました。最終的に、旧プロジェクトでまじめに取り組んでいた教官候補生を中心に、約 25 名の裁判官、検察官⁷が選抜されました。メンバーの 1 番上の世代は、任官して 6, 7 年目、1 番下の世代は任官して、約 1 年の若手でした。

(2) 何をするか

旧プロジェクトでは、専門家が、教官候補生に向け、民法と民事訴訟法の講義を行っており、WG メンバーは、両法の講義を一通り受け終わっていました。

そこで、本プロジェクトの RAJPWG では、メンバーに一応両法の知識があることを前提に、実務家として両法を実践的に使いこなす能力を向上し、教官として多様な授業スタイルを学んでもらうため、講義ではなく、ケーススタディを中心としたゼミや研究会のような方式で WG を進めることにしました。

⁵ 西村恵三子専門家 (2012 年 9 月に松原禎夫専門家に交代。いずれも検事) が RULE, 田宮彩子専門家 (2013 年 4 月に嶋貫賢男専門家に交代。いずれも弁護士) が司法省と BAKC, 私が RAJP の WG をそれぞれ担当しました。

⁶ 将来的に教官として RAJP で教鞭を取ることが期待されていた若手・中堅裁判官、検察官。旧プロジェクト期間中、RSJP 卒業時の成績優秀者から選抜されていました。

⁷ カンボジアでも検察官は基本的に刑事事件しか扱わないので、民事法を扱う WG メンバーとしては裁判官を優先すべきだという提言をしたのですが、RAJP 側からの要請で 3 名の検察官が入りました。この背景には、裁判官と検察官は、裁判官・検察官養成校の卒業時のくじ引きで決まるため、卒業後も裁判官と検察官に平等にチャンスを与えるべきだとの意識があると推測しています。

当初の構想は、体系的な理解という長期的な効果と実務的で即効的な能力強化という短期的な効果の両方を狙って、週1回3時間のWGの前半は、日本で重要とされる基本的な論点を含んだ教室事例を使って議論をし(理論編)、後半は、メンバーたちが日々の実務で遭遇した問題を提出してもらい(実務編)、それをみんなで議論するというものでした。

当初数か月は、理論編に割く時間がそれなりにありましたが、時間が経つに連れ、実務編の時間が多くなり、任期の中盤以降、ほとんど実務編の議論しかしなくなりました。その要因の一つは、実務編の質問、つまり現場からの質問の数が増加したことです。さらに、日本人とカンボジア人の性状の違いも要因として考えられます。講義の後の質疑応答が盛り上がりすぎることが多い日本とは異なり、カンボジアでは、講義をすると質問や意見が際限なく続きます。日本でなら10分で解説が終わるような問題でも、質問に全部答えていると数時間かかってしまうようなこともあり、1回あたりにこなせる質問数がとても少ないのです。しかし、WG内で出される追加の質問や意見もまた、実務に直結し、他のメンバーも関心を抱く事柄がほとんどでしたので、可能な限り、脇道にまで一緒についていくようにして議論を進めました。

(3) どんな質問が出るか

メンバーから出される実務編の質問は、民法、民事訴訟法の広い分野にわたります。一方、割合でみると、民法では、裁判実務で事件数が多く、従来の慣習との齟齬が問題になることが多い親族、相続に質問は偏っており、逆に、契約や担保に関わる質問はあまりありませんでした。民事訴訟法分野では、実際に物やお金が動き、当事者間でシビアな対立が起こる保全や執行に集中していました。逆に、狭義の民事訴訟手続(権利判定手続)に関する質問はあまり多くありませんでした。

WGで扱った質問と講義録をベースにした解説は、私の離任前に、民法、民事訴訟法各1冊の本にして、WGメンバーとRAJPの幹部に贈呈してきました。日本語版と英語版は作成しておりませんので、WGでの議論をイメージして頂けるよう、冊子に収録した質問の中から、特にカンボジアの現状を反映している質問をここで若干ご紹介します(紙幅の都合上、実際の質問より簡略化しています。また、関連条文も逐一ご紹介しませんが、カンボジア王国民法・民事訴訟法の条文の多くは、日本のそれと内容を同じくしていますので、特筆のない限り、日本の民法、民事訴訟法の関連条文を想起してお読み頂ければ、概ねご理解頂けます。)

【例1-民法・婚姻】

Aは、Bと結婚したが、婚姻に必要な手続の一部を取らなかった。その後、AはC

とも結婚し、婚姻手続を完了した。AとCは、AとBの婚姻の無効を主張する権利はあるか。

[カンボジア王国民法では、婚姻成立までに数段階の手続を踏む必要があります。しかし、一部又は全部の手続を踏まない夫婦（いわゆる内縁）が多いそうです。そのため、内縁に関する質問がいくつも寄せられました。]

【例2-民法・養子】

Xは、Yと完全養子縁組（日本でいう特別養子縁組）をしたが、養子Yは、反社会的あるいは親不孝をする人間に成長してしまった。この場合、養親Xから離縁することができるか。

[カンボジアでも従前から養子は頻繁に行われているようなのですが、婚姻同様、法律上の手続を取らないことが多いようです。法律上の手続を経なければ、養親はいつでも「勘当」が可能であるのに、法律上の縁組手続を取ると離縁できる場合が制約され、養親に酷ではないかとの意識が背景にある質問でした。]

【例3-民事訴訟法・執行】

債権を差し押さえた債権者は、第三債務者の財産をすぐに差し押さえることができるか。

[不動産執行よりも観念的な債権執行は、裁判官にも理解が難しいようでした。例4にもあてはまりますが、執行名義（日本で言う債務名義）を得た債権者の権利は、とにかく速やかに実現されるべきであるという意識が強く、民事訴訟法が規定する手続さえ無視するような運用が散見されました。]

【例4-民事訴訟法・執行】

XはYの金銭債権者である。Yは、公設市場の1区画を賃借して、野菜を売っている。

Xは、執行官に申し立て、強制的にYを同区画から立ち退かせて、Xが引渡しを受け、自らその区画で商売を始めた。

Yは、裁判所に対し、不服を申し立てた。裁判所はどのように処理をすればいいか。
[カンボジア民事訴訟法においても、日本同様、債務者の賃借権を差し押さえたからといって、債権者が、当然に賃借人の地位を承継するわけではありません。執行官などの職員まで民法、民事訴訟法の知識が広まっておらず、誤った運用をし、裁判官が後始末をする羽目になることがあるようです。]

(4) 成果は見えただか

WGメンバーの多くは、WG中、いつも熱心にノートを取っていました。逆に、過

去のノートをもとに、私の発言に対して、前の専門家はこう言っていた、何時いつのセミナーの教授はこう言っていたなどと反論してくることもたびたびありました。

このように、彼らが、知識を集積していくことは、言うまでもなく WG 活動の直接かつ最大の効果です。

しかし、この物言いでちょっと気になることもありました。自分で考えて正しいと思ひ、さらに権威のある人もこう言っていると答えるならよいのですが、一部のメンバーは、後者の点を強調しがちなことです。

WG を始めた頃、メンバー同士で議論をさせようとしても、すぐに「先生はどう思うのか」と言うメンバーがよくいました。そして、他のメンバーも同調します。自分たちの議論はあまり意味がないから、専門家の意見、しかも理由よりも結論をまず知りたいと言わんばかりの空気でした。

そのような時、私は、周辺的な知識を話して議論を誘導し、誰かが結論にたどりつくまで、自分の意見（通常、日本での通説的な考え方）を言わないようにしていました。時には私の意見と彼らの意見が違っていても、私の考えを示さず、カンボジアの裁判官がそう考えるなら、それが正しいと締めくくることもありました。

最初、こうした進め方にメンバーがストレスを感じているように見える時もありました。しかし、私の態度に諦めたのか、徐々に、正解を聞きたがるメンバーは減り、自分たちで議論をしようという雰囲気は WG に出てきました（現地セミナーで日本人講師が来ると、私が明確に答えなかった質問をここぞとばかりに質問しているメンバーもいました。）。

実はカンボジアで法律の議論をするというのはなかなか大変なことです。いくらでも専門書や判例データベースで調べ物ができる日本と違い、カンボジアで民法・民事訴訟法の文献というと、歴代の JICA プロジェクトの成果物くらいしかありません。そうした中で、法律の議論をするには、一から理論を考え、自分の言葉で意見を表現するしかありません。寄るべきものが少ない状況で、自主的な議論が少しずつでもできるようになってきたことは、私の言葉をノートに書き取る以上に、実はとても大きな進歩なのではないかと感じます。

4 JWG と本邦研修

(1) カンボジア人同士で講義、議論する

WG 活動は、旧プロジェクトの教官候補生方式を受け継いだ面があり、完全に新規な試みではありませんでした。本プロジェクトで、新たな挑戦という面が大きかったのは、JWG と 4WG 合同での本邦研修です。

JWGは、4WGのメンバー全員を対象とする研究会のようなもので、年に数回開催していました。4WGの代表者が、それぞれの選んだ民法、民事訴訟法に関するテーマ⁸について発表して、その後、全員で議論するスタイルで行っていました。これまでのように民法、民事訴訟法の各作業部会の先生方やICD教官など日本人が講師になる現地セミナーとは一線を画すものです。

当初は、レベルも関心も異なる4WGが集まる場を作っても議論がかみ合わないのではないかという懸念もありましたが、実際には毎回活発な議論がなされ、有意義なイベントになっています。

また、JWGでの発表が割り当てられたRAJPWGのメンバーは、いつも真剣に準備に取り組み、発表直前まで私の助言を求めながら、内容の手直しをしていました。ある時、なぜ準備を頑張るのか聞いたところ、あるWGメンバーは、裁判官は公の場で間違っただけを言うわけにはいかないと答えてくれました。日頃RAJPや大学で教鞭を取っているWGメンバーにとっても、対等の立場で他機関の人と議論をするJWGはいい刺激になっていたようでした。

(2) WGの枠を越えて交流する

話は変わりますが、私は、2013年2月の第1回本邦研修に帯同して、日本に逆出張しました。本邦研修は、各WGから5人ずつ選抜されたメンバーで臨みました。往路では、ホーチミンシティで3時間ほどの乗り継ぎがありました。空港内のフードコートで食事をとったのですが、参加者たちは、WGごとにお互い離れたテーブルに座り、会話を交わすことはあまりありませんでした。研修の初日に全員をICD近くの居酒屋に連れて行きました。その際も、WGごとに着席していて、WGを越えて会話をしている参加者をあまり見かけませんでした。この本邦研修では、WGごとに距離があることを感じました。

それから私が離任するまでの1年あまりで、本邦研修2回、JWG4回、現地セミナー3回が開催されました。つまり、4WGのメンバーが集まる機会が数か月に1度あったこととなります。こうした行事を続けるうちに、WGの枠を越えて、メンバーが話す場面を多く見るようになりました。談笑していることもあれば、イベントの休み時間にまで法律の議論をしていることもあります。

人によりますが、もともと他機関のメンバーと交流する機会はそれほど多くなかったようで、本プロジェクトが、他WGメンバー同士の交流のきっかけとなっているようでした。こうした交流が相互に信頼関係を醸成し、将来の円滑な司法制度の運営に

⁸ 任期中、RAJPWGは3回発表の機会がありました。テーマは、養子、不法行為、不動産仮差押手続における第三者の保護でした。

つながることが本プロジェクトの副次的効果となるかもしれません。

5 今後の課題 - 裨益者を増やす

最後に、カンボジアでの法整備支援、特に私が関わった裁判官と裁判所職員の育成と言う点から課題を一つ掲げたいと思います。

旧プロジェクトにしても、本プロジェクトの RAJPWG にしても、専門家が直接教えている裁判官（WG メンバー）は数十名です。カンボジア全土の裁判官、書記官や執行官など裁判所職員の数と比べるとごく少数にすぎません。

限られた日本側のリソースで、民法、民事訴訟法の普及を広く試みたのではきりが無いということで、旧プロジェクトの教官候補生方式も、本プロジェクトの WG 方式も、選抜された一部の人に集中投資し、その投資を受けた彼らが、民法、民事訴訟法のさらなる普及を担って行くというアイディアに根ざしたものです。

旧プロジェクトから通算すると、WG メンバーの最古参のメンバーに対しては、既に約 10 年にわたりインプットをしてきています。そして、彼らは、裁判官としても中堅にさしかかり、RAJP や大学で教鞭を取り、配属庁でも責任のある仕事を任されるようになってきています。つまり、プロジェクトで注入した知識、経験が、現場や次世代に還元される状況が生まれつつあります。

しかし、こうした知識の伝授、共有は体系的、組織的にされているわけではなく、先に紹介した質問に出てくる執行官のように、民法、民事訴訟法を十分理解していない職員もまだまだ多いようです。そして、これまで裁判官の人材育成支援の対象も若手を中心にしてきたため、一定年次以上の裁判官はほとんど民法や民事訴訟法を勉強する機会がなかったという話も聞きます。

中核となる人材がそれなりに知識と経験を蓄えた現在、この人材を活用し、あるいは新たな活動を導入し、これまで直接の支援の対象になっていなかったベテラン裁判官や裁判所職員などの司法関係者の能力向上を図り、均質的で適切な民法、民事訴訟法の適用、運用を実現していくことが今後の課題となってくると考えます。

～ 国際協力の現場から ～

ミャンマー法整備支援プロジェクトに携わって

主任国際協力専門官

富田 一之

初めての本邦研修

2014年4月、国際協力部に異動となった私が初めて携わった仕事が「ミャンマー法整備支援プロジェクト」の第1回本邦研修でした。異動後間もない私は、勝手が分からないまま、研修の準備を進めることになり、5月に東京で実施された同研修でミャンマーから来日した研修員と2週間を共に過ごすことになりました。研修日程には、朝から夕方まで数多くの講義や訪問が盛り込まれており、研修員にとって大変な毎日だったと思うのですが、受講態度は驚くほど熱心で、講義内容を一言も聞き漏らすまいと、メモを熱心に取り取る姿が印象的でした。私は初めて担当する研修ということもあり、余裕をもって研修員と接することができず、申し訳ない気持ちで一杯だったのですが、逆に研修員は右往左往していた私を気遣ってくれ、常に笑顔で接してくれた研修員に支えられ、無事に研修を終えることができたのでした。

初めてのミャンマー

研修から2か月後、今度は私が出張でミャンマーを訪れることになりました。出張先となったミャンマー連邦法務長官府と連邦最高裁判所の庁舎が所在するネピドーは、2006年にヤンゴンからの首都機能移転に伴い、ジャングルを切り開いて造られた新しい街です。

整然と区画された広大な土地には、最大片側10車線にも及ぶ道路が張り巡らされ、大型のショッピングセンターや近代的なホテルが立ち並んでおり、私がこれまで抱いていたいわゆる混沌としたアジアの街並みに対するイメージとは一線を画する雰囲気です。

ネピドーに赴任する日本人は10名強で、多くの方が唯一の娯楽といってもよいゴルフに興じるなどしているそうですし、数こそ限られるものの日本食を提供するレストランも営業しているのですが、何よりも国際水準の医療施設が整わない環境での生活を想像すると相当の苦勞が伴うものと思います。

連邦法務長官府の庁舎内の一室に入居する JICA プロジェクトオフィスは、専門家

が常駐してから半年が経過したこともあり、随分オフィスらしくなっていました。ネットの使用できる時間帯に制約があったり、TV 会議システムが未整備であったりと、決して十分な執務環境にあるとはいえ、また、部屋に一台もパソコンが見当たらない連邦法務長官府の執務室内で、百年以上も前の法律の見直しを行い、手書きで起案を行っている職員（第1回本邦研修員）の姿を見ると、改めて限られた環境の下で、多くの人々がプロジェクトに関わっていることを実感させられたのでした。

初めてのロンジー

ロンジーとは、ミャンマーの伝統的な民族衣装で、今日においても老若男女を問わず、普段着や仕事着等として広く着用されていることが特徴です。ロンジーには、男性用と女性用のものがあり、男性用のロンジーは筒状の一枚布を腰に巻き付けて着用します。プロジェクトオフィスで勤務する3名の長期専門家（日本人）も勤務中は常時着用されているようで、今やすっかり着慣れた様子です。私も連邦最高裁判所で行われた会議に出席する際に、ロンジーを着用させていただく機会がありました。着用してみて初めて分かりましたが、高温多湿なミャンマーの気候にとってもマッチしています。ロンジー姿の私を見た会議参加者（第1回本邦研修員）から「よく似合っている」などと言われ、すっかり気分もミャンマー人になりきっていましたが、会議中写真を撮影しようとした瞬間、ものの見事にロンジーがはだけてしまっていることに気付きました。会議終了後は端で緊急着付けが始まる始末で、見苦しい場面をお見せしてしまうことになりましたが、ミャンマー人の気分を味わえる貴重な経験になりました。連邦法務長官府の庁舎へ戻ると、2人の職員（第1回本邦研修員）が私にロンジーをプレゼントしてくれました。東京での研修中、「ミャンマーを訪れる機会があったらロンジーをプレゼントしてあげる。」と言ってくれており、その約束を今回果たしてくれたのです。次は是非頂いたロンジーを着用して、ミャンマーの研修員と交流できたらと思います。

国際協力に対する想い

ミャンマーに対する法制度整備支援は、まだ開始間もない状況にあり、今回の出張を経て、JICA プロジェクトの長期専門家と各カウンターパート間において、双方が手探りの状態で活動を進めている様子を目の当たりにしました。研修を通して感じたミャンマーの研修員の真摯な態度から、今後数々の困難を乗り越えてプロジェクトが継続し、成果が上げられることを信じたいと思います。専門官として自分が何をなすべきなのか、また、一体何ができるのか、まだ明確ではありませんが、まずは、次に来

日するミャンマーの研修員とお会いできるのを楽しみにしつつ，次回の本邦研修の準備を進めていけたらと思います。

－ 編 集 後 記 －

平成 26 年 6 月 4 日、第 186 回国会において「少年院法」、「少年鑑別所法」等が可決成立いたしました。少年院法は昭和 23 年の現行法成立以来、初の全面的改正であり、少年鑑別所法については少年鑑別所の根拠となる法律が初めて独立して整備されたものになります。国際協力部で勤務する中で、法律の整備には大変な努力を要するものだと感じており、今後、少年矯正の現場に戻った際は法律に込められた思いも意識して勤務していきたいと思っております。

さて、本号の「巻頭言」は、酒井前法務総合研究所長から御寄稿いただきました。日本の法整備支援の特徴やアジア各国の印象等を語られています。私はラオスへ 2 回出張しておりますが、酒井前所長の「ビエンチャンにあまりグローバリゼーションの波が押し寄せて欲しくない」というお気持ちに共感いたしました。現地に住むならば大型ショッピングモールなどができれば便利だろうとは思いますが、夕刻になるとそこかしこでペタンクをしている姿が見られるのどかな光景というのも残っていて欲しいと思うところです。

「特集」は、ミャンマープロジェクトの開始についてです。本年 5 月には、当部から國井教官がミャンマー現地へ派遣されました。一緒に仕事をしていた教官が去ったことで寂しい思いもありますが、きっと元気に活躍されていることと思っております。そして、週間報告書のリード文において「ネピドーには、ネピドーの魅力があり、字数制限からその魅力をここで語ることはできません。～中略～ 海外旅行は、ぜひ、ネピドーへ。」と熱く語られているのを拝見し、ネピドーも行ってみたいかもとさっそく影響を受けていたりします。

「出張報告」は、平成 26 年 3 月の「ベトナム刑法改正支援現地調査」についての報告、「外国法令紹介」は、磯井専門員（元カンボジア長期派遣専門家）によるカンボジア不動産登記制度の紹介となります。

「国際研修」は、平成 26 年 2 月に実施しました第 3 回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修、同年 3 月の第 46 回ベトナム法整備支援研修及び同年 6 月の第 15 回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）の報告です。私は 3 月のベトナム研修に全日程帯同いたしました。週末に研修員の方々と出掛けたことなど楽しい

思い出となっております。

「活動報告」では、高木裁判官（元カンボジア長期派遣専門家）による記事と当部富田主任による国際協力の現場からです。富田主任には、専門官として何をなすべきかという問いかけを常にしていくという姿勢を学び、私自身も今後何ができるか改めて考えていきたいと感じています。

最後になりましたが、お忙しい中、御寄稿いただきました皆様には厚く御礼申し上げます。

関係者各位におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 白井 涼